

Naturemade
Naturemade



愛称：ネイチャーメイド

Naturemade

AIGコモディティファンド

追加型株式投資信託 / バランス型 / 毎月分配型

AIGコモディティファンド

愛称：Naturemade(ネイチャーメイド)

追加型株式投資信託/バランス型/毎月分配型



投資信託説明書(交付目論見書)

2006年11月

AIG投信投資顧問株式会社

- ・この目論見書により行う「AIGコモディティファンド」の受益証券の募集については、発行者であるエイアイジー投信投資顧問株式会社(委託会社)は、証券取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により有価証券届出書を平成18年1月16日に関東財務局長に提出しており、平成18年2月1日にその届出の効力が生じております。また、同法第7条の規定により、有価証券届出書の訂正届出書を平成18年2月3日、平成18年2月24日、平成18年2月28日、平成18年4月21日、平成18年5月12日、平成18年7月31日、平成18年9月29日、平成18年10月20日および平成18年11月9日に関東財務局長に提出しております。
- ・この目論見書は、証券取引法第13条第2項第1号に定める文書として、当ファンドを取得しようとする投資者に対し交付が義務付けられている目論見書(交付目論見書)です。
- ・証券取引法第13条第2項第2号に定める詳細情報を記載した目論見書(請求目論見書)は、販売会社にご請求いただければ、当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合には、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

「AIGコモディティファンド」の受益証券の価額は、同ファンドに組入れられている有価証券等の値動きおよび為替相場の変動による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様には帰属します。したがって、元本が保証されているものではありません。

「AIGコモディティファンド」は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、証券会社以外で購入された投資信託は、投資者保護基金による支払いの対象にはなりません。

【金融商品の販売等に関する法律に係る重要事項】

「AIGコモディティファンド」は、AIGコモディティマザーファンドを通じて、DJ-AIGコモディティ・インデックスの騰落率に償還価額等が連動する米国ドル建ての利付債券(商品指数連動債)を主要投資対象としていますので、組入れた債券の価格下落や為替相場の変動により、基準価額が下落し、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託振替制度への移行について(お知らせ)

投資信託振替制度とは、

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。

- ・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿(「振替口座簿」といいます。)への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

振替制度に移行すると

- ・原則として受益証券を保有することはできなくなります。
- ・受益証券を発行しませんので、盗難や紛失のリスクが削減されます。
- ・ファンドの設定、解約等における決済リスクが削減されます。
- ・振替口座簿に記録されますので、受益権の所在が明確になります。
- ・非課税などの税制優遇措置が平成20年1月以降も継続されます。

ファンドは、平成19年1月4日より、投資信託振替制度への移行を予定しており、移行後のファンドの受益権は「社債等の振替に関する法律」の規定の適用を受けることとします。

政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め、以下「社振法」といいます。

振替受益権について

平成19年1月4日より、ファンドの受益権は社振法の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、エイアイジー投信投資顧問株式会社(以下「委託会社」といいます。)があらかじめこのファンドの受益権を取扱うことに同意した振替機関およびこの振替機関にかかる口座管理機関(以下、「振替機関等」という場合があります。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)

ファンドの受益権は、本交付目論見書の「その他の情報」中の《ファンドに関する情報》「振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および「振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

既に発行された受益証券の振替受益権化について

委託会社は、本交付目論見書の「その他」中の《管理および運営》の「信託約款の変更」に記載の手続きにより、信託約款の変更を行う予定であり、この信託約款の変更が成立した場合、受益者を代理してファンドの受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとします。

原則としてファンドの平成18年12月29日現在の全ての受益権を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。

ただし、保護預りではない受益証券にかかる受益権については、信託期間中において委託会社が受益証券を確認した後、当該申請を行うものとします。

受益権につき、既に信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。

振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券(当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。)は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託会社は、受益者を代理してこのファンドの受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、販売会社に当該申請の手続きを委任することができます。

詳しくは後述の「信託約款(平成19年1月4日適用予定)の変更内容について」をご覧ください。

以上

エイアイジー投信投資顧問株式会社

「AIGコモディティファンド」

愛称：Naturemade(ネイチャーメイド)

投資信託説明書(交付目論見書)

目 次

ファンドの特徴について知りたい

ファンドの概要	01
ファンドの目的および基本的性格	03
ファンドの特色	05
投資方針	09
分配方針	11

ファンドの申込方法について知りたい

ご投資の手引き <お申込方法>	12
ご投資の手引き <ご換金方法>	14

ファンドの費用と税金について知りたい

費用と税金	15
-------	----

ファンドのリスクについて知りたい

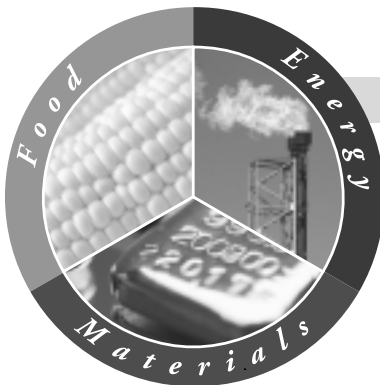
投資リスク	18
-------	----

ファンドの運用について知りたい

委託会社の概況	20
運用体制	21
投資リスクに対する管理体制	22

その他

投資制限	23
管理および運営	25
その他の情報	28
ファンドの運用状況	30
財務ハイライト情報	33
請求目論見書の記載内容	42
用語集	43
海外休業日	44



<添付>

- ・「AIGコモディティファンド」信託約款
- ・信託約款(平成19年1月4日適用予定)の変更内容について

「AIGコモディティファンド」愛称：Naturemade(ネイチャーメイド) ファンドの概要

この概要は、投資信託説明書(交付目論見書)本文の内容のうち、主要な情報を要約したものです。詳細については、本文の各該当ページをご覧ください。

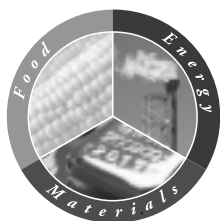
ファンドの名称	AIGコモディティファンド 愛称：Naturemade(ネイチャーメイド) (以下、「ファンド」または「当ファンド」ということがあります。)
基本的性格	追加型株式投資信託/バランス型/毎月分配型
ファンドの目的	主として「AIGコモディティマザーファンド」(以下、「マザーファンド受益証券」といいます。)を通じてDJ-AIGコモディティ・インデックスの騰落率に償還価額等が連動する米国ドル建ての利付債券(以下、「商品指数連動債」といいます。)に投資することにより、DJ-AIGコモディティ・インデックスが表す世界の商品市況に中長期的な動きが概ね反映される投資成果を目指した運用を行います。
主な投資対象	マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。
投資態度	後記「ファンドの特色」および「投資方針」等をご参照ください。
主な投資制限	株式への直接投資は行いません。 マザーファンド受益証券への投資には制限を設けません。 外貨建て資産への実質投資割合には、制限を設けません。
主な投資リスク	・価格変動リスク (商品市況リスク) ・信用リスク ・流動性リスク ・為替変動リスク
設定日	平成18年2月23日(木)
信託期間	原則として無期限
お申込期間	平成18年2月23日(木)から平成19年5月10日(木)まで なお、お申込期間は、当該期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
お申込受付日	原則として毎営業日にお申込みを受付けます。 ただし、お申込日が、DJ-AIGコモディティ・インデックスの算出・公表されない日である場合、およびニューヨーク、ロンドンの銀行休業日と同日の場合には、お申込みの受付は行いません。
お申込締切時刻	原則として午後3時までに販売会社において受付けた分を当日の受付分としてお取扱いします。

お 申 込 単 位	分配金受取りコース：1万口以上1万口単位、または1万円以上1円単位 分配金再投資コース：1万円以上1円単位 お申込単位およびお取扱コースは、販売会社が定めますので、販売会社ごとに異なる場合があります。 詳しくは販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。
お 申 込 価 額	お申込受付日の翌営業日の基準価額
お 申 込 手 数 料	お申込受付日の翌営業日の基準価額に3.15%(税抜3.0%) [*] の率を上限として各販売会社が定めるものとします。詳しくは販売会社までお問い合わせください。 [*] 「税」とは消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)相当額をいいます。(以下同じ。)
決 算 日	毎月10日(休業日の場合は翌営業日)
収 益 分 配	分配金受取りコース：決算日から起算して5営業日目からお支払します。 分配金再投資コース：税金を差し引いた後、自動的に再投資されます。
信 託 報 酬	信託財産の純資産総額に対し年率1.26%(税抜1.2%)
解 約 請 求 受 付 日	原則として毎営業日に解約の請求を受付けます。 ただし、解約請求日が、DJ-AIGコモディティ・インデックスの算出・公表されない日である場合、およびニューヨーク、ロンドンの銀行休業日と同日の場合には、解約請求の受付は行いません。
解 約 請 求 締 切 時 刻	原則として午後3時までに販売会社において受付けた分を当日の受付分としてお取扱いします。
解 約 単 位	分配金受取りコース：1口単位、または1万口単位 分配金再投資コース：1口単位
解 約 価 額	解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額(解約請求受付日の翌営業日の基準価額の0.3%)を控除した額
課 税 上 の 取 扱 い	後記「費用と税金」(15ページ)をご覧ください。
解 約 代 金 の 支 払	原則として解約請求受付日から起算して6営業日目にお支払いします。

ファンドの販売会社、基準価額等につきましては、委託会社の照会先までお問い合わせください。

エイアイジー投信投資顧問株式会社
 電話番号：03-5208-5858(受付時間は9：00～17：00 土、日、祝休日を除く)
 ホームページ：http://www.aiggic.co.jp/

本書においてエイアイジー投信投資顧問株式会社を「AIG投信投資顧問株式会社」または「委託会社」ということがあります。



ファンドの目的および 基本的性格

ファンドの目的

主として「AIGコモディティマザーファンド」(以下、「マザーファンド受益証券」といいます。)を通じてDJ-AIGコモディティ・インデックスの騰落率に償還価額等が連動する米国ドル建ての商品指数連動債に投資することにより、DJ-AIGコモディティ・インデックスが表す世界の商品市況に中長期的な動きが概ね反映される投資成果を目指した運用を行います。(DJ-AIGコモディティ・インデックスについては、8ページを参照ください。)

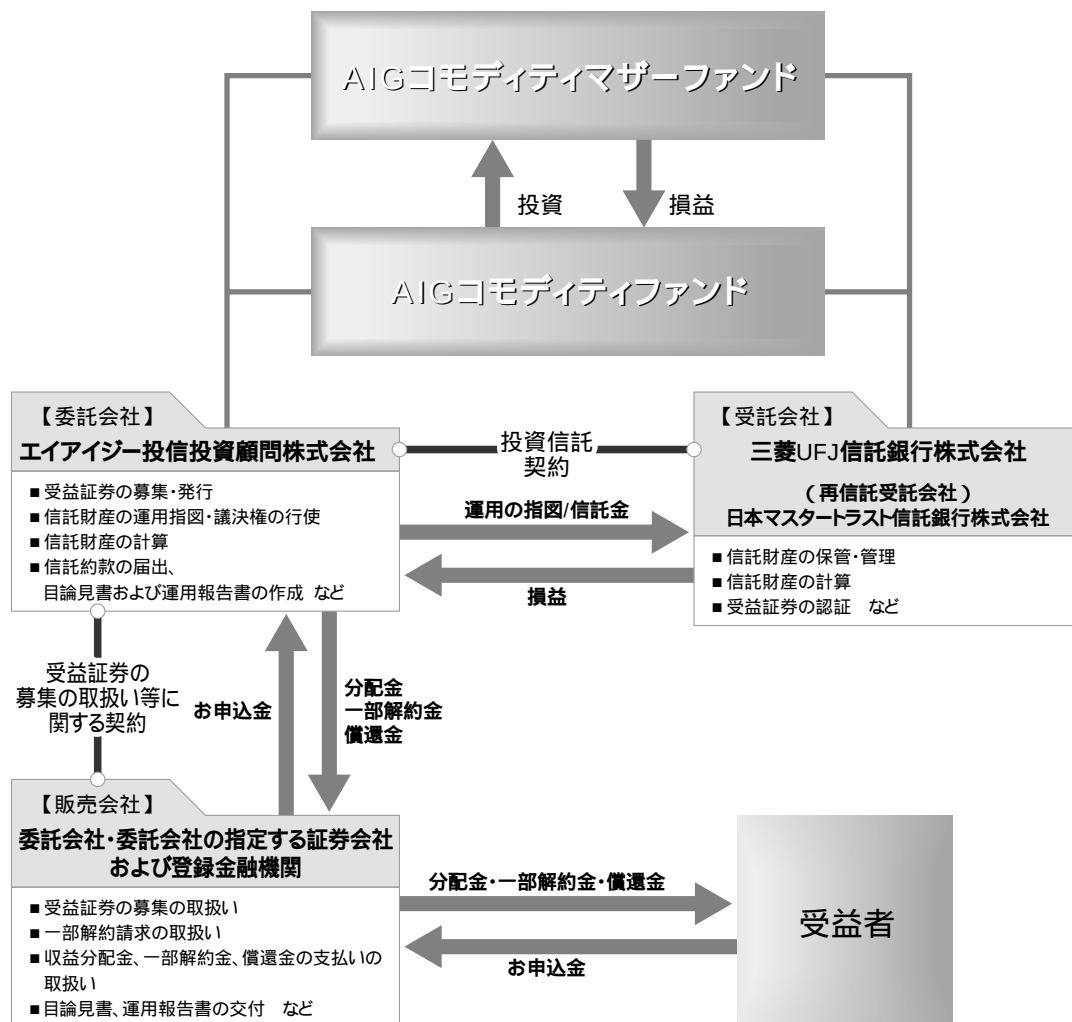


ファンドの 基本的性格

当ファンドは追加型株式投資信託・バランス型()に属します。

「バランス型」とは、社団法人投資信託協会が定める追加型株式投資信託の商品分類方法において、「約款上の株式組入限度70%未満のファンドで、株式・公社債等のバランス運用あるいは、公社債中心の運用を行うもの」として分類されるファンドです。

ファンドのしくみ



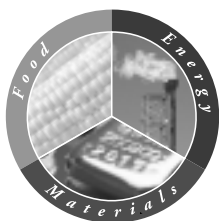
エイアイジー投信投資顧問株式会社は、販売会社としての役割も有しています。

▶投資信託契約とは

投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社との間で規定したもので、信託財産の運用や管理・運営方法、委託会社と受託会社および受益者の権利義務関係、募集および換金方法等の取り決め等が定められています。

▶受益証券の募集の取扱い等に関する契約とは

委託会社と販売会社との間で締結された契約で、販売会社の行う受益証券の募集の取扱い、一部解約請求の受付、収益分配金および償還金の支払い等の取扱い等が規定されています。なお、有効期間は1年とし、契約期間満了の3か月前までにいずれからも別段の意思表示がない場合は自動更新されます。



ファンドの特色

マザーファンド受益証券への投資を通じて、主にAIGの関連会社が発行する商品指数連動債に投資します。

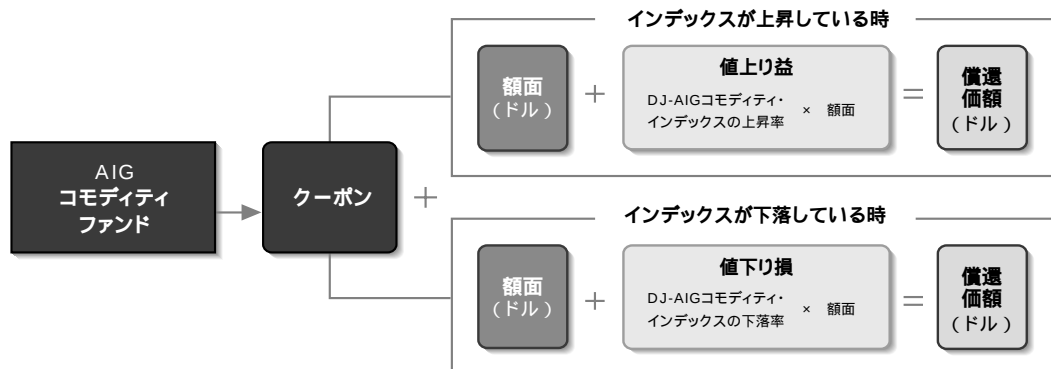
ファンドの特色1

世界の商品市況全体をあらわす、DJ-AIGコモディティ・インデックスSMに中長期的な動きが反映される運用成果を目指します。

○実際の投資は米国ドル建ての利付債券(商品指数連動債)を通して行います。

商品指数連動債のしくみ

- 発行体：AIGの関連会社(場合によって他社)
- 償還価額：DJ-AIGコモディティ・インデックスの期間中の動きに連動
- 通貨：米国ドル建て



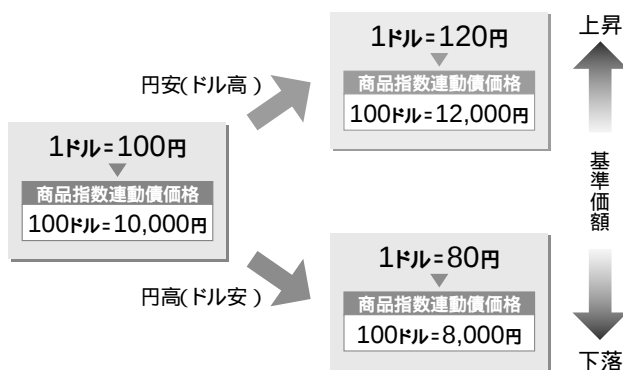
上記はイメージ図であり、将来の結果をお約束するものではありません。また、商品性等の都合によりスキームが変更される可能性があります。

ファンドの特色2

外貨建て資産に関しては、原則として為替ヘッジは行いません。

為替変動による価格変動のイメージ

債券価格に変化がなくても、為替変動により日々の価格は変わります。



一般に、円安/ドル高は基準価額の上昇要因に、円高/ドル安は基準価額の低下要因になります。

上記イメージ図は、当ファンドの運用成果を表すものではありません。また、将来の運用成果をお約束するものではありません。

ファンドの特色3

原則として、毎月分配を行います。

○ 投資対象である商品指数連動債からの利子・配当等収益(クーポン収入)を中心に、分配を行います。

収益分配のイメージ図

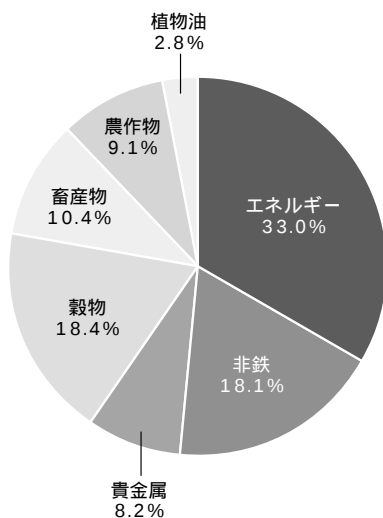


休日等が新たに制定、変更となった場合には、決算日も変更となる場合があります。
上記はイメージ図であり、分配金のお支払いをお約束するものではありません。
また、分配対象額が少額の場合は、分配を行わないことがあります。

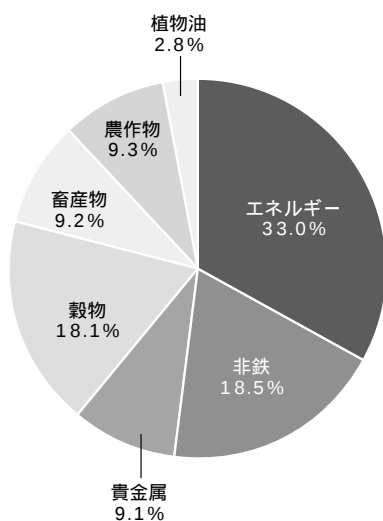
DJ-AIGコモディティ・インデックスは、AIGグループとダウ・ジョーンズ社のノウハウを結集して共同開発した総合的な商品インデックスです。

DJ-AIGコモディティ・インデックス構成比

■ 2006年基本構成比



■ 2007年基本構成比



		2006年	2007年
エネルギー		33.0%	33.0%
	原油	12.8%	12.7%
	天然ガス	12.3%	12.5%
	ガソリン	4.1%	3.9%
非鉄	ヒーターオイル	3.8%	3.8%
		18.1%	18.5%
	アルミニウム	6.9%	6.8%
	銅	5.9%	6.2%
貴金属	亜鉛	2.7%	2.8%
	ニッケル	2.7%	2.7%
		8.2%	9.1%
	金	6.2%	6.8%
穀物	銀	2.0%	2.3%
		18.4%	18.1%
	大豆	7.8%	7.7%
	トウモロコシ	5.9%	5.6%
畜産物	小麦	4.8%	4.7%
		10.4%	9.2%
	生牛	6.1%	6.1%
	豚赤身肉	4.4%	3.0%
農作物		9.1%	9.3%
	綿	3.2%	3.1%
	砂糖	3.0%	3.1%
	コーヒー	2.9%	3.0%
植物油		2.8%	2.8%
	大豆油	2.8%	2.8%

上記はDJ-AIGコモディティ・インデックスの2006年と2007年の基本構成比になります。なお、同インデックスの基本構成比は毎年1月1日付けで見直されます。基本構成比率は、小数点第二位以下を四捨五入しているため合計と合わない場合があります。また実際の構成比は、時価の変動により変化します。

DJ - AIGコモディティ・インデックス推移



1995年1月を100として指数化しています。(1995年1月から2006年9月) 出所: ブルームバーグ

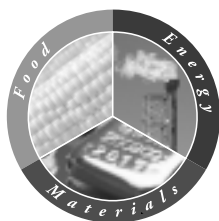
上記のグラフはインデックスの動きであり、当ファンドの実績ではありません。インデックスに直接投資することはできず、取引コストや流動性などの市場要因は考慮されていませんので実際の取引結果とは異なります。

■ ■ ■ DJ-AIG コモディティ・インデックスについて ■ ■ ■

「DJ-AIGコモディティ・インデックスSM (Dow Jones-AIG Commodity IndexSM)」は、Dow Jones & Company, Inc. (以下「Dow Jones」といいます。)およびAmerican International Group, Inc. (以下「American International Group」といいます。)が保有しているサービス・マークであり、一定の目的のために、エイアイジ・投信投資顧問株式会社 (以下「AIG投信投資顧問」といいます。)に使用が許諾されているものです。当ファンドについては、Dow Jonesまたはその子会社もしくは関連会社のいずれも、支援行為、奨励行為、販売行為、販売促進行為を何ら行っていません。Dow Jonesまたはその子会社もしくは関連会社のいずれも、明示的であるか黙示的であるかを問わず、当ファンドの受益者もしくは取引者または公衆のいかなる者に対しても、一般的な有価証券もしくはコモディティへの投資または当ファンドへの投資が望ましいかどうかについて、一切の表明または保証を行いません。Dow Jonesまたはその子会社もしくは関連会社とAIG投信投資顧問との間の関係は唯一、一定の商標、商号およびサービス・マークならびにDJ-AIGコモディティ・インデックスの使用を許諾することのみであり、DJ-AIGコモディティ・インデックスは、AIG投信投資顧問または当ファンドとは無関係に、AIG Financial Products Corp. (以下「AIG-FP」といいます。)と共同でDow Jonesが決定、構成、算出するものです。Dow JonesおよびAIG-FPは、DJ-AIGコモディティ・インデックスの決定、構成または算出に際し、AIG投信投資顧問または当ファンドの受益者の要望を満たす義務を負うものではありません。Dow Jonesまたはその子会社もしくは関連会社のいずれも、当ファンドの設定の時期、価額もしくは数量の決定について、または当ファンドを換金する際の算式の決定もしくは計算について責任を負わず、またこれらに参加していません。Dow Jonesまたはその子会社もしくは関連会社のいずれも、当ファンドの管理、販売または取引関連を含み、又、それらに限定することなく、当ファンドの受益者等に対しいかなる義務または責任を負うものではありません。上記にかかわらず、Dow Jones, American International Group, Inc. (以下「American International Group」といいます。)、AIG-FPまたはそれぞれの子会社もしくは関連会社は、AIG投信投資顧問によって設定される当ファンドと無関係ではありませんが、当ファンドと類似し、競合し得る金融商品を独自に発行し、またはスポンサーとなることがあります。さらに、American International Group, AIG-FPまたはそれぞれの子会社もしくは関連会社は、コモディティ、コモディティ指数およびコモディティ先物 (DJ-AIGコモディティ・インデックスおよびDow Jones-AIG Commodity Index Total Returnを含む。)ならびにコモディティ、コモディティ指数およびコモディティ先物のパフォーマンスに連動するスワップ、オプションおよび派生商品を活発に取り扱っています。このような取引活動がDJ-AIGコモディティ・インデックスの数値や当ファンドの基準価額に影響を及ぼす可能性があります。

本目論見書は当ファンドにのみ関係するものであり、DJ-AIGコモディティ・インデックスを構成している、取引所で取引される実際のコモディティに関係するものではありません。当ファンドの投資家は、DJ-AIGコモディティ・インデックスに先物契約が含まれることについて、Dow Jones, American International Group, AIG-FPまたはそれぞれの子会社もしくは関連会社が、その先物契約または取引所で取引される実際のコモディティに対する投資を推奨しているものと判断すべきではありません。DJ-AIGコモディティ・インデックスの構成内容に関する本目論見書の情報は、一般に提供されている文書のみをその出典としています。Dow Jones, American International Group, AIG-FPまたはそれぞれの子会社もしくは関連会社のいずれも、当ファンドに関連して、DJ-AIGコモディティ・インデックスの構成内容についてデューデリジェンス上の調査を行っていません。Dow Jones, American International Group, AIG-FPまたはそれぞれの子会社もしくは関連会社のいずれも、DJ-AIGコモディティ・インデックスの構成に関して一般に提供されている文書またはその他の一般に提供されている情報 (DJ-AIGコモディティ・インデックスの構成品目の価格に影響を及ぼす要因の記載を含みますが、これに限定しません。)が正確または完全であるとの、いかなる表明も行いません。

Dow Jones, American International Group, AIG-FPまたはそれぞれの子会社もしくは関連会社のいずれも、DJ-AIGコモディティ・インデックスまたはこれに含まれるデータの正確性、完全性を保証しておらず、またDow Jones, American International Group, AIG-FPまたはそれぞれの子会社もしくは関連会社のいずれも、DJ-AIGコモディティ・インデックスに関する誤り、不作為または障害について責任を負わないものとします。Dow Jones, American International Group, AIG-FPまたはそれぞれの子会社もしくは関連会社のいずれも、DJ-AIGコモディティ・インデックスまたはこれに含まれるデータの利用によりAIG投信投資顧問、当ファンドの受益者またはその他のいかなる者もしくは法人が得る結果について、明示的であるか黙示的であるかを問わず、いかなる保証も行いません。Dow Jones, American International Group, AIG-FPまたはそれぞれの子会社もしくは関連会社のいずれも、明示的であるか黙示的であるかを問わず、いかなる保証も行わず、かつDJ-AIGコモディティ・インデックスまたはこれに含まれるデータの利用に関する、特定の目的または利用のための商品性または適合性については、いかなる保証についても明示的に否認します。上記に限らず、いかなる場合においても、Dow Jones, American International Group, AIG-FPまたはそれぞれの子会社もしくは関連会社のいずれも、例えばその可能性につき通知されていたとしても、いかなる利益の喪失または非直接的、懲罰的、特殊もしくは間接的損害や損失についても責任を負いません。Dow Jones, AIG-FPおよびAIG投信投資顧問の間の契約または取決めに、American International Group以外に利益を得る者は存在しません。



投資方針

基本方針

この投資信託は、主として「AIGコモディティマザーファンド」(以下、「マザーファンド受益証券」といいます。)を通じてDJ-AIGコモディティ・インデックスの騰落率に償還価額等が連動する商品指数連動債に投資することにより、DJ-AIGコモディティ・インデックスが表す世界の商品市況に中長期的な動きが概ね反映される投資成果を目指した運用を行います。

主要投資対象

マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

投資態度

マザーファンド受益証券への投資を通じて、主にAIGの関連会社が発行する商品指数連動債に投資するよう努めます。

投資を行う商品指数連動債は、原則としてA格相当以上の格付けを有する信用度の高いものとします。

実質組入れの外貨建て資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

資金動向や市況動向等によっては、前記のような運用ができない場合があります。

【ご参考】AIGコモディティマザーファンド

基本方針

主としてDJ-AIGコモディティ・インデックスの騰落率に償還価額等が連動する米国ドル建ての利付債券(以下、「商品指数連動債」といいます。)に投資することにより、DJ-AIGコモディティ・インデックスが表す世界の商品市況に中長期的な動きが概ね反映される投資成果を目指した運用を行います。

主要投資対象

A格相当以上の格付けを有する商品指数連動債を主要投資対象とします。

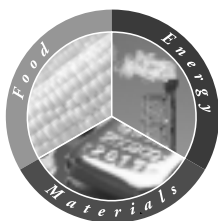
投資態度

主にAIGの関連会社が発行する商品指数連動債に投資します。

投資を行う商品指数連動債は、原則としてA格相当以上の格付けを有する信用度の高いものとします。

外貨建て資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

資金動向や市況動向等によっては、前記のような運用ができない場合があります。



分配方針

分配時期

原則として毎月10日(ただし、休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、以下の方針に基づいて分配を行います。

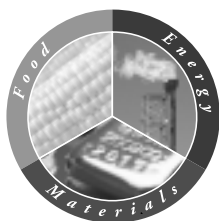
分配方針

- 分配対象額は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益(マザーファンドの信託財産に属する利子・配当等収益のうち、当ファンドの信託財産に属するとみなした額(以下「みなし配当等収益」といいます。))を含みます。)および売買益(評価益を含み、みなし配当等収益を控除して得た額)の全額とします。
- 分配金額は、基準価額の水準、市況動向、運用状況等を勘案して委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
- 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき元本部分と同一の運用を行います。

支払方法

- 分配金受取りコースは、原則として、決算日から起算して5営業日目から販売会社を通じてお支払いします。
- 分配金再投資コースは、原則として、税金を差し引いた後、自動的に再投資されます。

ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、その場合の収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託会社または販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、)に、原則として決算日から起算して5営業日目からお支払いします。なお、平成19年1月4日以降においても、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いします。」「分配金再投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。



ご投資の手引き お申込方法

お申込取扱場所

原則として販売会社の本・支店等とします。

詳しくは、委託会社の照会先までお問い合わせください。

お申込期間

平成18年2月23日(木)から平成19年5月10日(木)まで

お申込期間は、当該期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

お申込受付日

原則として毎営業日にお申込みを受付けます。

当該日がDJ-AIGコモディティ・インデックスが算出・公表されない場合、およびニューヨーク、ロンドンの銀行休業日と同日の場合には、お申込みを受付けません。

お申込みの受付時間は、原則として毎営業日の午後3時(年末年始など半休日の場合は午前11時)までとさせていただきます。ただし受付時間は販売会社により異なることがありますのでご注意ください。受付時間を過ぎてからのお申込みは翌営業日扱いとさせていただきます。

運用の基本方針等の観点から、受益者にとって不利益と判断する場合には、委託会社の判断で取得のお申込みを受付けない場合があります。

証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、お申込みの受付を中止すること、およびすでに受付けたお申込みを取消しさせていただくことがあります。

お申込単位

分配金受取りコース：1万口以上1万口単位、または1万円以上1円単位
分配金再投資コース：1万円以上1円単位

収益分配金の受取り方法により、収益分配金を受取る「分配金受取りコース」と分配金を税引き後再投資する「分配金再投資コース」の2つのコースがあります。お申込手続完了後のコース変更はできません。

収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。また、販売会社との間で積立方式による販売に関する契約を締結した場合は、当該契約の定める申込単位とします。

お申込単位は、販売会社および販売会社の取扱コースにより異なる場合があります。また、販売会社によりどちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合があります。詳しくは販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。

お申込価額およびお申込手数料

お申込価額

お申込受付日の翌営業日の基準価額

「基準価額」とは、純資産総額を計算日における受益権総口数で除して得た額で、当ファンドにおいては1万口当たりの価額として表示されます。

基準価額の入手方法

基準価額は、委託会社の毎営業日に算出され、販売会社または委託会社の照会先で入手することができます。また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

お申込手数料

お申込受付日の翌営業日の基準価額に3.15%(税抜3.0%)の率を乗じて得た額を上限として、販売会社が独自に定める額とします。

詳しくは、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。

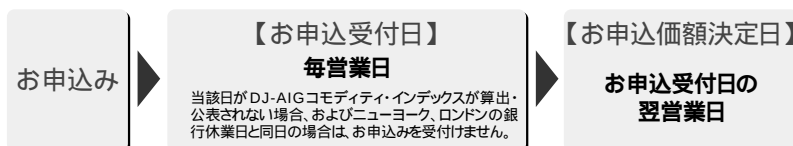
お申込代金の払込期日等

お申込代金は、各販売会社の指定する期日までに販売会社にお支払いください。

詳しくは、販売会社までお問い合わせください。

各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託会社の口座を経由して受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。なお、ファンドの受益権は、平成19年1月4日より投資信託振替制度(「振替制度」と称する場合があります。)に移行する予定であり、振替受益権にかかる各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

お申込みの流れ



運用の基本方針等の観点から、受益者にとって不利益と判断する場合には、委託会社の判断で取得のお申込みを受け付けない場合があります。証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、お申込みの受付を中止すること、およびすでに受付けたお申込みを取消しさせていただくことがあります。

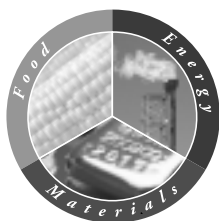
ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、取得申込者は委託会社または販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託会社および販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

照会先

AIG投信投資顧問株式会社

電話番号：03-5208-5858(受付時間は9:00～17:00 土、日、祝休日を除く)

ホームページ：<http://www.aiggic.co.jp/>



ご投資の手引き ご換金方法

解 約 の 請 求

ご換金は、解約請求により行うことができます。

ご解約の請求は、毎営業日に販売会社にて受付けます。

当該日がDJ-AIGコモディティ・インデックスの算出・公表されない場合、およびニューヨーク、ロンドンの銀行休業日と同日の場合は解約請求を受付けません。

解約請求の受付時間は、原則として毎営業日の午後3時(年末年始など半休日の場合は午前11時)までとさせていただきます。ただし受付時間は販売会社により異なることがありますのでご注意ください。受付時間を過ぎてからの請求は翌営業日扱いとさせていただきます。証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約請求の受付を中止させていただきます。

一部解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約請求を撤回しない場合には、当該受益証券の解約価額は、当該受付中止を解除した後、最初の基準価額の計算日に一部解約請求を受付けたものとして計算します。

解 約 の 単 位

分配金受取りコース：1口単位、または1万口単位
分配金再投資コース：1口単位

解約請求の単位は、販売会社および販売会社の取扱コースにより異なる場合がありますので、詳しくは販売会社までお問い合わせください。販売会社については、委託会社の照会先までお問い合わせください。

解 約 の 価 額

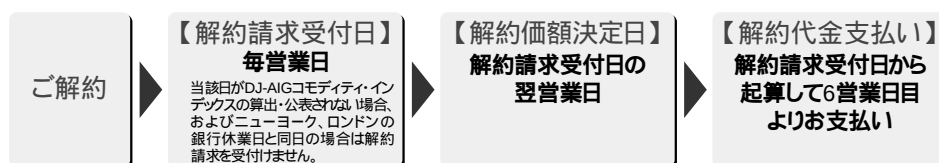
ご換金時の価額(解約価額)は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た信託財産留保額を控除した価額とします。

解約価額は委託会社の毎営業日に算出されます。

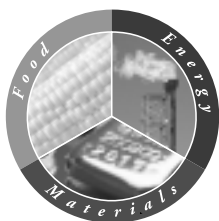
解約代金のお支払い

原則として、解約請求受付日から起算して6営業日目からお支払いします。

解 約 の 流 れ



ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。平成19年1月4日以降の換金にかかる換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。ただし、平成19年1月4日以降に換金代金が受益者に支払われることとなる換金の請求で、平成19年1月4日前に行われる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行うものとします。平成18年12月29日時点での保護預りをご利用の方の受益証券は、原則として一括して全て振替受益権へ移行します。受益証券をお手許で保有されている方で、平成19年1月4日以降も引き続き保有された場合は、換金のお申込みの際に、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。



費用と税金

お申込時、収益分配時、途中解約時等にご負担いただく費用と税金

時期	項目	費用と税金		納税方法
お申込時	申込手数料	3.15%(税抜3.0%) ^(注1) を上限として販売会社が設定します。		-
収益分配時	所得税および地方税	普通分配金に対し ^(注2)	個人の受益者.....10% ^(注4) (所得税7%・地方税3%)	源泉徴収 ^(注6) (申告不要)
			法人の受益者..... 7% ^(注5) (所得税7%)	源泉徴収
途中解約時	信託財産留保額	解約請求受付日の翌営業日の基準価額の0.3%が控除されます。		-
	所得税および地方税	解約価額の個別元本超過額 ^(注3) に対し	個人の受益者.....10% ^(注4) (所得税7%・地方税3%)	源泉徴収 ^(注6) (申告不要)
償還時	所得税および地方税	償還価額の個別元本超過額 ^(注3) に対し	法人の受益者..... 7% ^(注5) (所得税7%)	源泉徴収
			個人の受益者.....10% ^(注4) (所得税7%・地方税3%)	源泉徴収 ^(注6) (申告不要)
			法人の受益者..... 7% ^(注5) (所得税7%)	源泉徴収
			個人の受益者.....10% ^(注4) (所得税7%・地方税3%)	源泉徴収 ^(注6) (申告不要)

(注1) 税とは、消費税等相当額をいいます。

(注2) 特別分配金については次頁をご参照ください。

(注3) 個別元本とは、受益者毎の信託時の受益証券の価額等(申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。)をいいます。

(注4) 平成20年4月1日から、20%(所得税15%・地方税5%)となります。

(注5) 平成20年4月1日から、15%(所得税15%)となります。

(注6) 確定申告を行い、総合課税を選択することも可能です。なお、解約時および償還時に損失が生じた場合、確定申告を行うことにより、株式等(公募株式投資信託を含みます。)の譲渡益との損益通算が可能です。また、当該損失は上場株式と同様に3年間の繰越控除の対象となります。

配当控除、益金不算入制度の適用はありません。

個別元本について

1. 追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益証券の価額等(申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。)が当該受益者の元本(個別元本)にあたります。
2. 受益者が同一ファンドの受益証券を複数回取得した場合、原則として個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
3. ただし、保護預りとししない受益証券および記名式受益証券については各受益証券毎に、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については各販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に、分配金受取りコースと分配金再投資コースの両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。
4. 受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

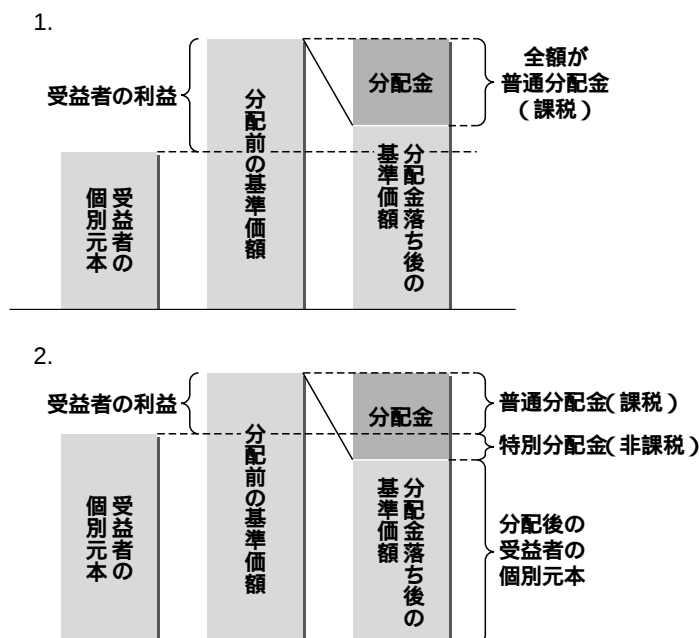
特別分配金について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」(受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

受益者が収益分配金を受取る際

1. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
2. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

分配金に関するイメージ図



上記はイメージ図であり、個別元本・基準価額・分配金の水準等を示唆するものではありません。

税法が改正された場合等においては、税率等の課税上の取扱いが変更になることがあります。

詳しくは販売会社までお問い合わせください。

信託期間中において、間接的にご負担いただく費用と税金 (信託財産から支払う費用と税金)

信託報酬

- 信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.26%(税抜 1.20%)の率を乗じて得た額とします。
委託会社、販売会社および受託会社の配分についての内訳は次の通りです。

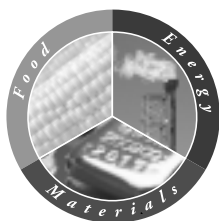
委託会社	販売会社	受託会社
税込 0.525%	税込 0.6825%	税込 0.0525%
税抜 0.5%	税抜 0.65%	税抜 0.05%

上記は年率表示です。

- 信託報酬および信託報酬にかかる消費税等に相当する金額は、毎計算期末または信託終了の時、信託財産から支払われます。
- 委託会社の報酬には、信託財産の計算に関する委託会社の事務代行を行う会社への事務代行手数料、信託財産の財務諸表の監査費用および目論見書等の作成に要する費用などが含まれます。

次の費用およびそれらにかかる消費税等相当額が信託財産から支払われます。

- ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等、先物取引・オプション取引等に要する費用および信託財産に関する資産を外国で保管する場合の保管等に要する費用
- 一部解約に伴う支払資金の手当て、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として資金借入れ指図を行った場合の当該借入金に対する利息



投資リスク

ファンドの主要投資対象となるマザーファンド受益証券はDJ-AIGコモディティ・インデックスの騰落率に償還価額等が連動する商品指数連動債を原則として高位に組入れますので、DJ-AIGコモディティ・インデックスの変動および商品(コモディティ)市況変動の影響を大きく受けます。また、米国ドル建ての商品指数連動債に投資しますが、外貨建て資産については、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を大きく受けます。

お申込みにあたりましては、当ファンドの内容・リスクを十分ご理解の上お申込みください。当ファンドの有する主なリスクは以下の通りです。

価格変動リスク(商品市況リスク)

マザーファンドの主要投資対象である米国ドル建ての商品指数連動債は、DJ-AIGコモディティ・インデックスの騰落率に償還価額がおおむね連動しますので、マザーファンド受益証券の基準価額はDJ-AIGコモディティ・インデックスの影響を受けます。DJ-AIGコモディティ・インデックスは様々な商品先物の価格変動を表すインデックスであり、それぞれの商品の需給関係や為替、金利の変化など様々な要因で大きく変動します。

信用リスク

組入有価証券等の発行体、利息・配当・償還金の支払不能または債務不履行(デフォルト)の影響を受け、基準価額が下落することがあります。

組入有価証券等を売買しようとする場合に、当該有価証券等の需給状況により、希望する時期および価格で売買できないリスクをいいます。

この影響を受け基準価額が下落する要因になることがあります。

為替変動リスク

当ファンドは米国ドル建ての商品指数連動債を主要投資対象とし、原則として為替ヘッジを行わないため為替変動リスクを伴います。

一般的に外国為替相場は、金利動向、政治・経済情勢、需給その他の様々な要因により変動します。この影響を受け外貨建て資産の価格が変動し、基準価額が下落することがあります。

その他のリスク

当ファンドは、DJ-AIGコモディティ・インデックスの騰落率に償還価額等が連動する米国ドル建ての商品指数連動債を原則として高位に組入れて運用しますが、ファンドの基準価額の騰落率と、DJ-AIGコモディティ・インデックスを円換算したものとの騰落率は必ずしも一致しません。

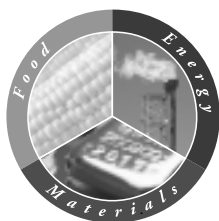
この要因は、主として、ファンドの流動性を確保するためにファンドの一部を短期金融資産に投資すること、資金の流出入から実際に商品指数連動債を売買するためのタイミングのずれ、商品指数連動債の売買・評価価格と指数とのずれ、ならびに売買コストや信託報酬等の費用を負担すること等によるものです。

また、ファンドの投資成果がDJ-AIGコモディティ・インデックスを円換算したものとの連動または上回ることを保証するものではありません。

留意点

当ファンドでは、受益権の総口数が5億口を下回った場合には、繰上償還されることがあります。

証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむをえない事情があるときは、委託会社の判断でお申込みの受付および解約の受付を中止することがあります。また、すでに受付たお申込みの受付および解約の受付を取消することがあります。



委託会社の概況

AIG投信投資顧問株式会社(委託会社)は、世界的な保険・金融サービスグループであるAIG(アメリカン・インターナショナル・グループ)の資産運用事業部門に属し、主に日本における投資信託業務と機関投資家に対する投資一任・助言業務を展開する資産運用会社です。

- 資本金 1,200,091,136円 (2006年9月末日現在)
- 会社の沿革

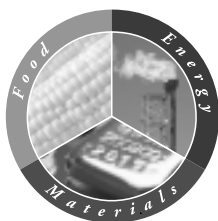
1986年 11月	当社の前身であるエーアイジー・オーバーシーズ・ファイナンス・ジャパン株式会社設立。
1987年 1月	エイアイジー投資顧問株式会社に名称変更。
1987年 3月	証券投資顧問業者登録。
1987年 9月	投資一任業務認可取得。
1997年 2月	三菱信託銀行(現 三菱UFJ信託銀行)株式会社の出資を受けた後、エイミック投信投資顧問株式会社に名称変更。
1997年 3月	証券投資信託委託業の免許取得。
1997年 4月	投資顧問業務に加え投信委託業務開始。
2000年 9月	投資顧問業、投資信託委託業務に係る兼業業務開始。
2001年 6月	AIGグローバル・インベストメント・コープ(AIGGIC)が三菱信託銀行(現 三菱UFJ信託銀行)株式会社の保有株式の全額を取得(出資比率はAIGGIC100%)
2001年 7月	エイアイジー投信投資顧問株式会社(AIG投信投資顧問株式会社)に名称変更。
2002年 4月	株式会社千代田投資顧問と合併。

○ 大株主の状況

(2006年9月末日現在)

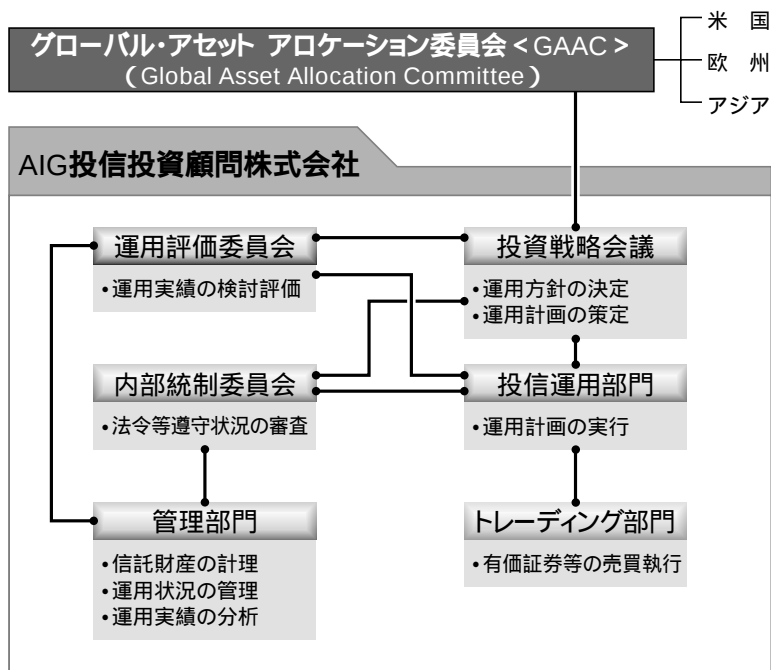
株主名	住所	持株数	持株比率
AIG Global Investment Corp.	アメリカ合衆国ニューヨーク州10038 ニューヨーク市ウォーター・ストリート175	37,312株	100%

当社が属する資産運用グループAIGグローバル・インベストメント・グループは世界44の拠点で1,800名を超える投資チーム・顧客サービスチームのプロフェッショナルが、世界130以上の国や地域に広がるネットワークを活用し、資産の運用管理に専念しております。(2006年6月末日現在)



運用体制

委託会社の運用体制



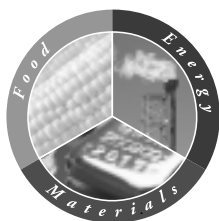
グローバル・アセット アロケーション委員会 (Global Asset Allocation Committee <GAAC>)

- AIGグループの世界中の運用拠点からの主要メンバーで構成されています。
- 毎月コンファレンス・コール形式で経済環境、投資戦略、市場リスク分析、各地からの情報提供による現地経済活動のサイクルや業種ローテーション等に関して詳細な分析が行われます。
- 原則として年3回、一堂に会しての会議（オフサイト・ミーティング）も行われます。

- 月1回投資戦略会議を開催し、GAACの方針に基づいたファンド毎の運用基本計画を決定します。
- ファンドマネジャーは具体的なポートフォリオを構築し、運用を実行します。
- 有価証券等の売買はトレーディング部門において執行されます。

- 運用評価委員会および内部統制委員会において、パフォーマンス評価と法令等の遵守状況の審査が行われます。

上記の運用体制等は、今後変更となる場合があります。



投資リスクに対する 管理体制

委託会社におけるリスク管理体制

- 1
運用
評価部

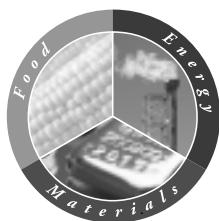
運用資産にかかる運用リスクの低減および顕在化の防止に努めます。
また、運用実績の分析および評価を行い運用評価委員会に上程します。
- 2
コンプライ
アンス部

運用業務の考査および諸法令等の遵守状況に関する監理を行い、必要に応じて指導、勧告を行うとともに、内部統制委員会に報告します。
また、適正なるコンプライアンスを実現するための施策を行います。
- 3
内部統制
委員会

月1回開催し、コンプライアンス部の報告に基づき、諸法令等の遵守状況についての審議および体制整備等の適正な運用に資する対応を図ります。
- 4
運用評価
委員会

月1回以上開催し、運用実績の分析および評価を総合的に審議し、必要に応じて運用改善のための対応を図ります。

上記のリスク管理体制等は、今後変更となる場合があります。



投資制限

各投資対象への投資制限

詳細につきましては、後記信託約款をご参照ください。

投資対象	AIGコモディティファンド	【ご参考】AIGコモディティマザーファンド
株式	株式への実質投資割合は、転換社債の転換および転換社債型新株予約権付社債の行使により取得する場合に限り、信託財産の純資産総額の10%以下とします。	株式への投資割合は、転換社債の転換および転換社債型新株予約権付社債の行使により取得した場合に限り、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
投資信託証券	マザーファンド受益証券への投資には制限を設けません。 マザーファンド受益証券以外の投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。	投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
転換社債等	同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。	同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
外貨建て資産	外貨建て資産への実質投資割合には、制限を設けません。	外貨建て資産への投資割合には、制限を設けません。

投資する株式等の範囲

委託会社が投資することを指図する株式は、証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。

ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。

特別の場合の外貨建て有価証券への投資制限

外貨建て有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約取引の指図

委託会社は、信託財産に属する外貨建て資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建て資産のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建て資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。との合計額について、当該外貨建て資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

資金の借入れ

- 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、信託財産において一部解約金の支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する金融商品の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券の売却代金、金融商品の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

その他

詳細につきましては、後記信託約款をご参照ください。

- 有価証券先物取引等の運用指図
 - ・ 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引ならびに有価証券オプション取引、外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
 - ・ 委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リス

クを回避するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

- ・ 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
- スワップ取引の運用指図

委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引を行うことの指図をすることができます。
- 金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図

委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- 有価証券の貸付の指図

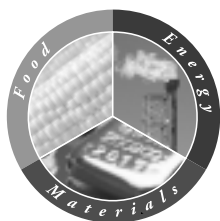
委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債の貸付の指図をすることができます。

法令上の投資制限

- 先物取引等の評価損の制限(投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第27条第1項第5号)

先物取引等の有価証券関連・金融関連デリバティブ取引等の評価損が信託財産の純資産総額の2分の1に相当する額を上回ることにもかかわらず、当該デリバティブ取引等を行うこと、または継続することを受託会社に指図しないものとします。
- 同一法人の発行する株式への投資制限(投資信託及び投資法人に関する法律第16条)

委託会社は、運用指図を行う全ての信託財産で保有する同一法人の発行する株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権の総数の50%を超えることとなる投資の指図をしないものとします。



管理および運営

基準価額とは...

- 基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除して得た額(以下、「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除して得た額をいいます。
- 外貨建て資産の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。
- 予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

受益証券の保管について

- 販売会社は、原則として受益証券を累積投資契約および保護預り契約に基づき混蔵保管します。
- 分配金受取りコースをお申込みの受益者で保護預り契約を締結しない場合は、受益証券は自らの責任において保管することとなります。盗難や紛失などの事故を防ぐため、「保護預り」のご利用をお勧めいたします。なお、当コースの最低申込単位を1万円以上1円単位とする取扱口で取得申込をされる場合は、保護預り契約の締結が必要となります。

ファンドの受益権は、平成19年1月4日より、振替制度に移行する予定であり、受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はなくなります。

信 託 期 間

- 無期限です。ただし、後記「信託の終了」に掲げる事由等により、投資信託契約を解約し信託を終了させることがあります。

計 算 期 間

- 原則として、毎月11日から翌月10日までとします。
各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものとします。
ただし、第一計算期間は平成18年2月23日(木)から平成18年4月10日(月)とします。

運用経過のご報告について

- 委託会社は原則として6ヵ月毎(毎年2月、8月)および償還時に運用報告書を作成し、知られたる受益者に対して販売会社を通じて交付します。
また、このほか直近の運用状況等に関するレポートを定期的に作成・更新しており、各販売会社または委託会社のホームページにて入手することができます。

委託会社のホームページ <http://www.aiggic.co.jp/>

信託の終了

繰上償還が行われる場合

次のいずれかに該当することになった場合には、受託会社と合意のうえ、投資信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

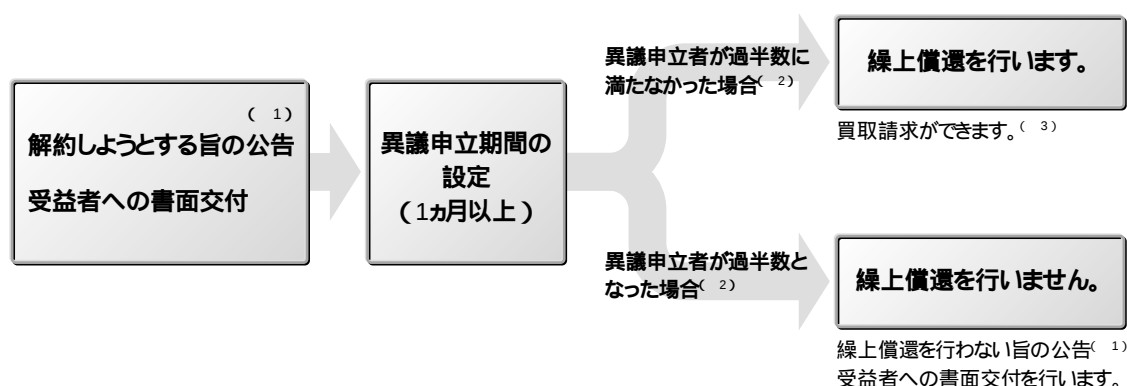
- この投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき
- 一部解約により受益権の総口数が5億口を下回ることとなった場合

この場合において、委託会社はあらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁へ届け出ます。

繰上償還を行う場合の手続

繰上償還を行うにあたっては、委託会社は受益者の皆様からの異議申立を受け付けます。

詳細については、後記信託約款をご参照ください。



(1) この投資信託契約にかかるすべての受益者に書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

(2) 過半数とは、受益権総口数に対し、異議を申し立てた受益者の受益権口数が二分の一を超える場合をいいます。

(3) 異議申立を行った受益者は、自己の有する受益証券を一定期間内に、受託会社に対し信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

次のいずれかに該当することになった場合には、投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

- 監督官庁より投資信託契約の解約の命令を受けたとき
- 委託会社が監督官庁より認可の取り消しを受けたとき、解散したとき、または業務を廃止したとき

監督官庁がこの信託に関する業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、後記「信託約款の変更」の変更手続が不成立となった場合を除き、この信託は当該委託会社と受託会社との間において存続します。

- 受託会社が委託会社の承諾を受けて辞任した場合、委託会社が新受託会社を選任できないとき

信託約款の変更

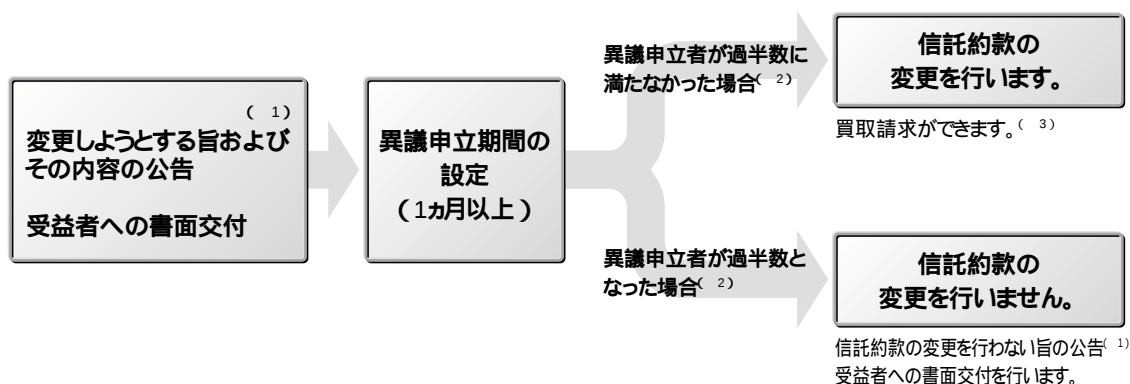
委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することができるものとします。

この場合において、委託会社はあらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁へ届け出ます。

委託会社は、変更事項のうちその内容が重大なものについては、以下の手順で信託約款の変更を行います。

重大な信託約款の変更を行う場合の手続

詳細については、後記信託約款をご参照ください。



(1) この信託約款にかかるすべての受益者に書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

(2) 過半数とは、受益権総口数に対し、異議を申し立てた受益者の受益権口数が二分の一を超える場合をいいます。

(3) 異議申立を行った受益者は、自己の有する受益証券を一定期間内に、受託会社に対し信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

委託会社は、委託会社が受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができる旨の信託約款変更をしようとする場合は、その変更の内容が重大なものとして上記の規定にしたがいます。ただし、この場合において、振替受入簿の記載または記録を申請することについて委託会社に代理権を付与することについて同意をしている受益者へは、上記の書面の交付を原則として行いません。

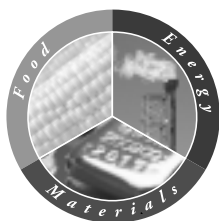
公 告

委託会社が、受益者に対して行う公告は、日本経済新聞に掲載します。

そ の 他

○ 信託金限度額

3,000億円を限度とします。



その他の情報

ファンドに関する情報

○ ファンドの名称

AIGコモディティファンド

愛称として「Naturemade」または「ネイチャーメイド」という名称を使用する場合があります。

○ 内国投資信託受益証券の形態等

追加型証券投資信託受益証券であり、原則として無記名式です。

当初元本は1口当たり1円です。また、格付は取得していません。

ファンドの受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受ける予定であり、受益権の帰属は、後記の「振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社であるエイアイジー投信投資顧問株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

○ 発行価額の総額

継続申込期間 3,000億円を上限とします。

○ 有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所

該当事項はありません。

○ 振替機関に関する事項

該当事項はありません。

ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、その場合の振替機関は後記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

○ 日本以外の地域における発行

該当事項はありません。

○ 振替受益権について

ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、社振法の規定の適用を受け、前記「振替機関に関する事項」に記載の振替機関の

振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および前記「振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

（参考）

投資信託振替制度とは、

- ・ ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。
- ・ ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿「振替口座簿」といいます。この記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。振替制度に移行すると
- ・ 原則として受益証券を保有することはできなくなります。
- ・ 受益証券を発行しませんので、盗難や紛失のリスクが削減されます。
- ・ ファンドの設定、解約等における決済リスクが削減されます。
- ・ 振替口座簿に記録されますので、受益権の所在が明確になります。
- ・ 非課税などの税制優遇措置が平成20年1月以降も継続されます。

○ 既発行受益証券の振替受益権化について

委託会社は、前記「信託約款の変更」の「重大な信託約款の変更を行う場合の手続」により信託約款の変更を行う予定であり、この信託約款の変更が成立した場合、受益者を代理してファンドの受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてファンドの平成18年12月29日現在の全ての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預りではない受益証券にかかる受益権については、信託期間中において委託会社が受益証券を確認した後当該申請を行うものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券（当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。）は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託会社は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、販売会社に当該申請の手続きを委任することができます。

国内投資信託受益証券事務の概要

○ 受益証券の名義書換

- ・受益者が委託会社の定める手続きによって請求したときは、無記名式の受益証券と引換えに記名式の受益証券を、または記名式の受益証券と引き換えに無記名式の受益証券を交付します。
- ・記名式受益証券の所持人は、委託会社の定める手続きによって名義書換を委託会社に請求することができます。

取扱場所：AIG投信投資顧問株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目1番3号

名義書換手数料：徴収しません。

名義書換手続の停止期間：

信託約款に規定する毎計算期間の末日の翌日から15日間停止します。

○ 受益者集会

受益者集会は開催されません。

○ 受益者に対する特典

ありません。

○ 受益証券の譲渡制限

- ・受益証券の譲渡には、制限はありません。
- ・記名式受益証券の譲渡は、委託会社の定める手続きによる名義書換によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

○ 受益証券の再発行

- ・無記名式の受益証券を喪失した受益者が、公示催告による除権判決の謄本を添え、委託会社の定める手続きにより再交付を申請したときは、委託会社は無記名式の受益証券を再交付します。
- ・記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託会社の定める手続きにより再交付を請求したときは、委託会社は記名式の受益証券を再交付します。
- ・受益証券を毀損または汚損した受益者が、委託会社の定める手続きによって受益証券を添え再交付を請求したときは、受益証券を再交付します。ただし、真偽を鑑別しがたいときは、上記の規定を準用するものとします。
- ・受益証券を再交付するときは、委託会社は受益者に対して実費を請求することができます。

ファンドの受益権は、平成19年1月4日より、振替受益権となる予定であり、委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証

券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

○ 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

前記の申請のある場合には、前記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

前記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

○ 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

○ 受益権の再分割

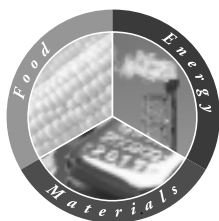
委託会社は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託会社と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

○ 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託会社または販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として)に支払います。

○ 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。



ファンドの 運用状況

運 用 状 況

(1) 投資状況

(平成18年9月29日現在)

資産の種類	国名	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	19,631,543,270	99.28
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		143,175,595	0.72
合計(純資産総額)		19,774,718,865	100.00

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率です。

(ご参考)

AIGコモディティマザーファンドの投資状況

(平成18年9月29日現在)

資産の種類	国名	時価合計(円)	投資比率(%)
社債券	アメリカ	19,493,254,936	96.92
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		619,405,574	3.08
合計(純資産総額)		20,112,660,510	100.00

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率です。

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

1. 組入上位銘柄

(平成18年9月29日現在)

国/地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資 信託 受益証券	AIGコモディティ マザーファンド	19,708,406,054	1.0264	20,230,678,243	0.9961	19,631,543,270	99.28

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する評価金額の比率です。

2. 種類別及び業種別投資比率

(平成18年9月29日現在)

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.28

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の評価金額の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(ご参考)

AIGコモディティマザーファンドの投資資産

投資有価証券の主要銘柄

1. 組入上位銘柄

(平成18年9月29日現在)

国/地域	種類	銘柄名	数量 (額面)	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
アメリカ	社債券	CURZON 4.325% 2007/3/8	60,800,000	12,885.05	7,834,113,561	11,554.78	7,025,312,016	34.93
アメリカ	社債券	AIG-FP 4.35% 2006/11/7	48,400,000	12,560.00	6,079,042,371	11,242.35	5,441,299,578	27.05
アメリカ	社債券	AIG-FP 4.565% 2007/5/10	50,000,000	12,057.98	6,028,993,350	10,819.80	5,409,900,450	26.90
アメリカ	社債券	AIG-FP 4.9% 2007/7/10	14,400,000	12,143.91	1,748,723,609	11,227.38	1,616,742,892	8.04

(注1)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する評価金額の比率です。

(注2)外貨建て資産に属する銘柄の帳簿価額および評価額は、対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算したものです。

2. 種類別及び業種別投資比率

(平成18年9月29日現在)

種類	投資比率(%)
社債券	96.92

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の評価金額の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

当マザーファンドの「財務諸表」の中の「(2)注記表(デリバティブ取引等に関する注記)」において、為替予約取引の記載がありますが、これは債券投資における実需の為替取引の未決済であり、当マザーファンドの運用においてリスク回避として意図的に行っているものではありません。

(3) 運用実績

純資産の推移

	純資産総額(円)		基準価額(円)	
第1特定期間末	(分配付)	20,757,020,941	(分配付)	10,716
(平成18年8月10日)	(分配落)	20,532,561,631	(分配落)	10,581
平成18年2月末		3,726,295,643		9,716
3月末		7,792,498,311		10,196
4月末		14,767,832,581		10,248
5月末		18,582,998,075		10,306
6月末		19,440,887,915		10,111
7月末		19,729,886,059		10,299
8月末		20,340,044,424		10,206
9月末		19,774,718,865		9,731

(注) 特定期間末の純資産総額(分配付)および基準価額(分配付)は、当該特定期間末における純資産総額(分配落)および基準価額(分配落)の金額に、当該特定期間中に支払われた収益分配金の累計額を加算した額を表示しております。

分配の推移

	期間	1万口当たりの分配金
第1特定期間	自 平成18年 2月23日	135円
	至 平成18年 8月10日	

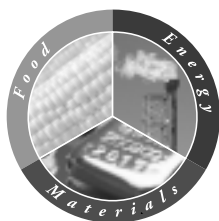
収益率の推移

	期間	収益率
第1特定期間	自 平成18年2月23日	7.16%
	至 平成18年8月10日	

(注) 収益率は以下の計算式により算出しております。

ただし、第1特定期間については前特定期間末分配落基準価額の代わりに1万口当たり当初元本額(10,000円)を用いております。

収益率 = (当特定期間末分配付基準価額 - 前特定期間末分配落基準価額) ÷ 前特定期間末分配落基準価額 × 100



財務ハイライト 情報

財務ハイライト情報

以下の情報は、有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報 第4 ファンドの経理状況」に記載されている「財務諸表」の内容を抜粋したものです。なお、ファンドの財務諸表はあらた監査法人による監査を受けております。当該監査報告書は「財務諸表」に添付されております。

AIGコモディティファンド

(1)貸借対照表

(単位：円)

区分	注記事項	当期 (平成18年8月10日現在)
		金額
資産の部		
流動資産		
コール・ローン		221,760,697
親投資信託受益証券		20,403,912,088
未収利息		607
流動資産合計		20,625,673,392
資産合計		20,625,673,392
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金		58,215,467
未払解約金		13,437,779
未払受託者報酬		894,107
未払委託者報酬		20,564,408
流動負債合計		93,111,761
負債合計		93,111,761
純資産の部		
元本等		
元本		19,405,155,997
剰余金		
期末剰余金		1,127,405,634
(うち分配準備積立金)		(706,862,395)
剰余金合計		1,127,405,634
元本等合計		20,532,561,631
純資産合計		20,532,561,631
負債・純資産合計		20,625,673,392

(2) 損益及び剰余金計算書

(単位：円)

区分	注記事項	当期 自 平成18年2月23日 至 平成18年8月10日
		金額
営業収益		
受取利息		14,444
有価証券売買等損益		1,011,912,088
営業収益合計		1,011,926,532
営業費用		
受託者報酬		3,447,251
委託者報酬		79,286,734
営業費用合計		82,733,985
営業利益金額		929,192,547
経常利益金額		929,192,547
当期純利益金額		929,192,547
一部解約に伴う当期純利益金額分配額		12,834,617
期首剰余金		-
剰余金増加額		475,259,163
(当期追加信託に伴う剰余金増加額)		(475,259,163)
剰余金減少額		39,752,149
(当期一部解約に伴う剰余金減少額)		(20,015,783)
(当期追加信託に伴う剰余金減少額)		(19,736,366)
分配金		224,459,310
期末剰余金		1,127,405,634

(3) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	当期
	自 平成18年2月23日 至 平成18年8月10日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額で評価 しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	当期 (平成18年8月10日現在)
1. 期首元本額	3,643,597,658円
期中追加設定元本額	16,756,343,586円
期中一部解約元本額	994,785,247円
2. 特定期間末日における受益権の総数	19,405,155,997口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

当期 自 平成18年2月23日 至 平成18年8月10日
分配金の計算過程 [平成18年2月23日から平成18年4月10日までの計算期間] 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(20,142,143円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(194,428,836円)、信託約款に規定される収益調整金(7,231,161円)および分配準備積立金(0円)より、分配対象収益額は221,802,140円(1万口当たり257.55円)であり、うち21,529,263円(1万口当たり25円)を分配金額としております。 [平成18年4月11日から平成18年5月10日までの計算期間] 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(24,923,119円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(342,362,119円)および分配準備積立金(191,183,844円)より、分配対象収益額は558,469,082円(1万口当たり348.56円)であり、うち40,054,909円(1万口当たり25円)を分配金額としております。

当期
自 平成18年2月23日
至 平成18年8月10日

〔平成18年5月11日から平成18年6月12日までの計算期間〕

計算期間末における解約に伴う当期純損失金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(46,496,200円)
解約に伴う当期純損失金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)
信託約款に規定される収益調整金(246,387,727円)および分配準備積立金(190,056,379円)より、分配対象
収益額は482,940,306円(1万口当たり258.24円)であり、うち46,751,318円(1万口当たり25円)を分配金額として
おります。

〔平成18年6月13日から平成18年7月10日までの計算期間〕

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(62,401,846円)
解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)
信託約款に規定される収益調整金(263,745,051円)および分配準備積立金(188,493,554円)より、分配対象
収益額は514,640,451円(1万口当たり266.61円)であり、うち57,908,353円(1万口当たり30円)を分配金額として
おります。

〔平成18年7月11日から平成18年8月10日までの計算期間〕

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(68,622,827円)
解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額
(508,509,630円) 信託約款に規定される収益調整金(420,543,239円)および分配準備積立金(187,945,405円)
より、分配対象収益額は1,185,621,101円(1万口当たり610.98円)であり、うち58,215,467円(1万口当たり30円)を
分配金額としております。

〔有価証券に関する注記〕

当期(平成18年8月10日現在)

売買目的有価証券

(単位:円)

種類	貸借対照表計上額	当特定期間の損益に 含まれた評価損益
親投資信託受益証券	20,403,912,088	759,128,199
合 計	20,403,912,088	759,128,199

〔デリバティブ取引等に関する注記〕

当期(平成18年8月10日現在)

該当事項はありません。

〔1口当たり情報に関する注記〕

項目	当期 (平成18年8月10日現在)
1口当たり純資産額	1.0581円
(1万口当たり純資産額)	(10,581円)

(ご参考)

当ファンドは「AIGコモディティマザーファンド」の受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券です。

なお、同マザーファンドの状況は次の通りです。

「AIGコモディティマザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外です。

(1) 貸借対照表

(単位：円)

区分	注記事項	(平成18年8月10日現在)
		金額
資産の部		
流動資産		
預金		164,750,279
コール・ローン		44,304,770
社債券		20,309,117,237
派生商品評価勘定		3,797
未収利息		252,939,914
前払費用		28,118,543
流動資産合計		20,799,234,540
資産合計		20,799,234,540
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定		36,813
流動負債合計		36,813
負債合計		36,813
純資産の部		
元本等		
元本		19,279,204,870
剰余金		
期末剰余金		1,519,992,857
剰余金合計		1,519,992,857
元本等合計		20,799,197,727
純資産合計		20,799,197,727
負債・純資産合計		20,799,234,540

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	自 平成18年2月23日 至 平成18年8月10日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	社債券 個別法に基づき、原則として証券会社・銀行等の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない。または価格情報会社の提供する価額で時価評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、我が国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	(平成18年8月10日現在)
1. 期首元本額	3,643,000,000円
期中追加設定元本額	15,945,584,800円
期中一部解約元本額	309,379,930円
期末における元本の内訳	
ファンド名	
AIG コモディティファンド	18,913,526,222円
AIG コモディティファンド<1年決算型>	365,678,648円
合計	19,279,204,870円
2. 本報告書における開示対象ファンドの特定期間末日における当該親投資信託受益証券の総数	19,279,204,870口

(有価証券に関する注記)

当期(平成18年8月10日現在)

売買目的有価証券

(単位:円)

種類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に 含まれた評価差額
社 債 券	20,309,117,237	812,598,451
合 計	20,309,117,237	812,598,451

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の状況に関する事項

項目	自 平成18年2月23日 至 平成18年8月10日
1. 取引の内容	当投資信託の利用しているデリバティブ取引は、為替予約であります。
2. 取引に対する取組方針	為替予約取引は、将来の為替の変動によるリスク回避を目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。
3. 取引の利用目的	為替予約取引は、外貨建資産の為替変動リスクを回避し、安定的な利益の確保を図る目的で利用しております。
4. 取引に係るリスク内容	為替予約取引は、為替相場の変動によるリスクであります。
5. 取引に係るリスクの管理体制	デリバティブ取引の執行・管理については、法令等諸規則および信託約款に従い、運用担当者が執行し、運用管理部門においてモニタリングし、問題があると判断した場合には速やかに対応できる体制となっております。
6. 取引の時価等に関する事項についての補足説明	取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

取引の時価等に関する事項

通貨関連

当期(平成18年8月10日現在)

(単位:円)

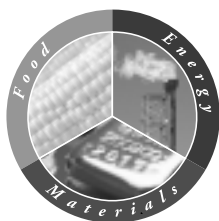
区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買 建 米ドル	44,300,000	-	44,266,984	33,016
	合計	44,300,000	-	44,266,984	33,016

(注)時価の算定方法

1. 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しています。
 計算期間末日において為替予約の受渡日(以下「当該日」という)の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しています。
 計算期間末日において当該日の対顧客先物売買相場が発表されていない場合は、以下の方法によっています。
 ・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いています。
 ・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いています。
2. 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しています。
3. 換算において円未満の端数は切り捨てています。

(1口当たり情報に関する注記)

項目	(平成18年8月10日現在)
1口当たり純資産額	1.0788円
(1万口当たり純資産額)	(10,788円)



請求目論見書の 記載内容

下記の項目は、請求目論見書に記載されております。

第1 ファンドの沿革

第2 手続等

- 1 申込（販売）手続等
- 2 換金（解約）手続等

第3 管理及び運営

1 資産管理等の概要

- (1) 資産の評価
- (2) 保管
- (3) 信託期間
- (4) 計算期間
- (5) その他

2 受益者の権利等

第4 ファンドの経理状況

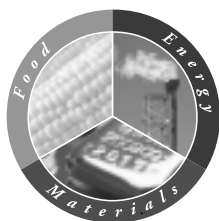
1 財務諸表

- (1) 貸借対照表
- (2) 損益及び剰余金計算書
- (3) 注記表
- (4) 附属明細表

2 ファンドの現況

純資産額計算書

第5 設定及び解約の実績



用語集

委託会社

ファンドの設定・運用指図、受益証券の募集・発行、投資信託説明書(目論見書)・運用報告書の作成等を行う会社(運用会社)を指します。

基準価額

投資信託の価格のこと。ファンドの申込・解約の際の基準となるもので、ファンドの純資産総額を受益権の総口数で割り算出されます。原則として毎営業日計算され、日々変動します。

信託報酬

投資信託の運営、管理等の対価として、信託財産から委託会社、受託会社、販売会社に支払われる報酬をいいます。信託報酬は日々計算され、信託財産の純資産総額に対して定率で差し引かれます。

運用報告書

投資信託の運用期間中の運用実績や経過、信託財産の内容、有価証券売買状況などについて一定期間ごとに委託会社が作成し、販売会社を通じて投資家に交付される報告書です。

受託会社

委託会社との間の「投資信託契約」に基づき、信託財産の保管・管理・計算、受益証券の認証等を行う信託銀行を指します。

信託約款

「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づき作成され、委託会社および受託会社の行うべき業務や受益者の権利に関する事項等が規定されています。その内容につき委託会社はあらかじめ監督官庁に届け出ます。委託会社と受託会社は、この信託約款に基づき投資信託契約を締結します。

株式投資信託

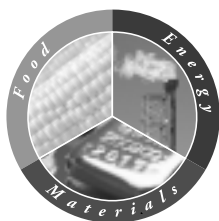
株式の組入れが可能な投資信託をいいます。主に公社債等に投資するファンドであっても、信託約款上、株式の組入れが可能であると定められているファンドは、株式投資信託に分類されます。

信託期間

ファンドが設定されてから償還されるまでの期間をいいます。信託期間は、当初の取り決め通りの期日に償還する投資信託もあれば、延長するもの、場合によっては信託期間の途中で償還する投資信託もあります。

販売会社

委託会社との間の「受益証券の募集の取扱い等に関する契約」に基づき、受益証券の募集の取扱い、目論見書・運用報告書の交付、解約請求の受付、収益分配金の再投資ならびに収益分配金、償還金および解約代金の支払いの取扱い等を行う証券会社および登録金融機関等を指します。



海外休業日

ファンドの休業日

2006年11月24日(金) DJ-AIGコモディティ・インデックス算出・公表不可日

12月25日(月) クリスマス

12月26日(火) ボクシング・デー

2007年 1月15日(月) キング牧師誕生記念日

2月19日(月) ワシントン誕生記念日

4月6日(金) グッドフライデー

4月9日(月) 復活祭

5月7日(月) メイデー

5月28日(月) 戦没将兵記念日

上記は、2006年9月末現在で委託会社が認識できる2007年5月末までの休業日です。DJ-AIGコモディティ・インデックスの算出・公表不可日は上記の休日と重複しない日のみ記載しています。なお、休業日は変更されることがありますので、事前に販売会社にご確認ください。

また、海外の休日が日本においても休日の場合は記載しておりません。

追加型証券投資信託

AIG コモディティファンド

約 款

エイアイジー投信投資顧問株式会社

[AIG コモディティファンド]
運用の基本方針

約款第 23 条に基づき委託者の定める運用の基本方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、主として AIG コモディティマザーファンド（以下「マザーファンド受益証券」といいます。）を通じて、DJ-AIG コモディティ・インデックスの騰落率に償還価額等が連動する米国ドル建ての利付債券（以下、「商品指数連動債」）に投資することにより、DJ-AIG コモディティ・インデックスが表す世界の商品市況に中長期的な動きが概ね反映される投資成果を目指した運用を行います。

2. 運用方法

（１）投資対象

マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

（２）投資態度

- ① マザーファンド受益証券への投資を通じて、主に AIG の関連会社が発行する商品指数連動債に投資するよう努めます。
- ② 投資をおこなう商品指数連動債は、原則として A 格相当以上の格付けを有する信用度の高いものとします。
- ③ 実質組入れの外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ④ 資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（３）投資制限

- ① 株式への直接投資は行いません。株式への実質投資割合は、転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の転換あるいは行使により取得した株券に限り、投資信託財産の純資産総額の 10%以下とします。
- ② マザーファンド受益証券への投資には制限を設けません。マザーファンド受益証券以外の投資信託証券への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の 5%以下とします。
- ③ 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の 5%以下とします。
- ④ 同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の 5%以下とします。
- ⑤ 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- ⑥ 有価証券先物取引等は、約款第 26 条の範囲で行います。
- ⑦ スワップ取引は、約款第 27 条の範囲で行います。
- ⑧ 金利先渡し取引および為替先渡し取引は、約款第 28 条の範囲で行います。

3. 収益分配方針

毎月 10 日に決算を行い（ただし、休業日の場合は翌営業日。）、以下の方針に基づいて分配を行ないます。

- ① 分配対象額は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益（マザーファンド投資信託財産に属する利子・配当等収益のうち投資信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）を含みます。）および売買益（評価益を含み、みなし配当等収益を控除して得た額）の全額とします。
- ② 分配金額は、基準価額の水準、市況動向、運用状況等を勘案して委託者が決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
- ③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
[AIG コモディティファンド]
約 款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、証券投資信託であり、エイアイジー投信投資顧問株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。

(信託事務の委託)

第2条 受託者は、信託法第26条第1項に基づく信託事務の委任として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第4条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。)を含みます。)と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、投資信託財産を害するおそれがないと認められる場合に行うものとします。この場合、投資信託財産を害するおそれがないと認められる場合とは、利害関係人に対する業務の委託に係る条件が市場水準等に照らし公正と認められる条件である場合をいいます。

(信託の目的および金額)

第3条 委託者は、金3,643,597,658円を、受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者は、これを引き受けます。

(信託金の限度額)

第4条 委託者は、受託者と合意の上、金3,000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 追加信託が行われたときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意の上、第1項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第5条 この信託の期間は、投資信託契約締結日から第52条第1項および第2項、第53条第1項、第54条第1項および第56条第2項による信託終了の日までとします。

(受益証券の取得申込みの勧誘の種類)

第6条 この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、証券取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第13項に定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第7条 この投資信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益証券取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第8条 委託者は、第3条の規定による受益権については3,643,597,658口を、追加信託によって生じた受益権についてはこれを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議の上、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益

権の口数を乗じた額とします。

- ② この約款において基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除して得た金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

- ③ 第 32 条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第 10 条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。
（受益証券の発行および種類）

第 11 条 委託者は、第 8 条の規定により分割された受益権を表示する無記名式の受益証券を発行します。

- ② 委託者が受益者に発行する受益証券は、1 口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

（受益証券の発行についての受託者の認証）

第 12 条 委託者は、前条の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

- ② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し、記名捺印することによって行います。

（受益証券の申込単位および価額）

第 13 条 委託者は、第 11 条の規定により発行される受益証券を、取得申込者に対し、1 万口以上 1 万口単位、または 1 万円以上 1 円単位をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。ただし、第 48 条第 2 項に規定する収益分配金の再投資にかかる受益証券の取得申込みについては、1 口単位で取得の申込みに応ずることができるものとします。

- ② 委託者の指定する証券会社（証券取引法第 2 条の第 9 項に規定する証券会社をいい、外国証券業者に関する法律第 2 条の第 2 項に規定する外国証券会社を含みます。以下同じ。）または登録金融機関（証券取引法第 65 条の 2 第 3 項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）（以下「指定販売会社」といいます。）は、第 11 条の規定により発行される受益証券を、取得申込者に対し、1 万口以上 1 万口単位、または 1 万円以上 1 円単位をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。ただし、別に定める累積投資約款に従って契約（「別に定める契約」といいます）を結んだ取得申込者に対しては、1 口単位で取得の申込みに応ずることができるものとします。

- ③ 前 2 項に規定する取得申込者は、取得申込み時において委託者の指定する指定販売会社との間で受益証券の保護預り契約を締結するものとします。

- ④ 第 1 項から第 2 項までの取得申込日がロンドンまたはニューヨークの銀行休業日、もしくは取得申込日が DJ-AIG コモディティ・インデックスが算出・公表されない場合には、受益証券の取得申込みの受付は行いません。

- ⑤ 第 1 項および第 2 項までの受益証券の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、第 6 項に規定する手数料および当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この投資信託契約締結日前の取得申込みにかかる受益証券の価額は、1 口につき 1 円に、第 6 項に規定する

手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

- ⑥ 前項の手数は、取得申込日の翌営業日の基準価額（この投資信託契約締結日前の取得申込みについては1口につき1円とします。）に3.0%の率を乗じて得た額を上限として、委託者の指定する指定販売会社が独自に定めるものとします。
- ⑦ 前6項の規定にかかわらず、受益者が第48条第2項の規定に基づき収益分配金を再投資する場合の受益証券の価額は、原則として第42条に規定する計算期間の終了日の基準価額とします。
- ⑧ 前各項の規定にかかわらず、証券取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者は、受益証券の取得申込みの受け付けを中止することおよび既に受け付けた取得申込の受け付けを取り消すことができます。

（受益証券の記名式、無記名式への変更ならびに名義書換手続）

第14条 委託者は、受益者が委託者の定める手続によって請求したときは、無記名式の受益証券と引き換えに記名式の受益証券を、または記名式の受益証券と引き換えに無記名式の受益証券を交付します。

- ② 記名式の受益証券の所持人は、委託者の定める手続によって名義書換を委託者に請求することができます。
- ③ 前項の規定による名義書換の手続は、第42条に規定する毎計算期間の末日の翌日から15日間停止します。

（記名式の受益証券譲渡の対抗要件）

第15条 記名式受益証券の譲渡は、前条の規定による名義書換によらなければ、委託者および受益者に対抗することができません。

（無記名式の受益証券の再交付）

第16条 委託者は、無記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託者の定める手続によって公示催告による除権判決の謄本を添え再交付を請求したときは、無記名式の受益証券を再交付します。

（記名式の受益証券の再交付）

第17条 委託者は、記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託者の定める手続によって再交付を請求したときは、記名式の受益証券を再交付します。

（受益証券を毀損した場合等の再交付）

第18条 委託者は、受益証券を毀損または汚損した受益者が委託者の定める手続によって受益証券を添え再交付を請求したときは、受益証券を再交付します。ただし、真偽を鑑別しがたいときは、前2条の規定を準用します。

（受益証券の再交付の費用）

第19条 委託者は、受益証券を再交付するときは、受益者に対し実費を請求することができます。

（投資対象とする資産の種類）

第20条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. 有価証券指数等先物取引にかかる権利
 - ハ. 有価証券オプション取引にかかる権利
 - ニ. 外国市場証券先物取引にかかる権利
 - ホ. 有価証券店頭指数等先渡取引にかかる権利
 - ヘ. 有価証券店頭オプション取引にかかる権利

- ト. 有価証券店頭指数等スワップ取引にかかる権利
- チ. 金銭債権（イ. リ. ル. に掲げるものに該当するものを除きます。以下同じ。）
- リ. 約束手形（証券取引法第2条第1項第8号に掲げるものを除きます。）
- ヌ. 金融先物取引（金融先物取引法第2条第1項に規定する金融先物取引をいいます。以下同じ。）にかかる権利
- ル. 金利、通貨の価格その他の指標の数値としてあらかじめ当事者間で約定された数値と将来の一定時期における現実の当該指標の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引またはこれに類似する取引であって、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則で定めるもの（金融先物取引を除きます。）にかかる権利（ロ. からト. までに掲げるものに該当するものを除きます。）
- ヲ. 次に掲げるものを信託する信託の受益権（イ. に掲げるものに該当するものを除きます。）
 - A. 金銭（投資信託財産を主としてイ. からル. までに掲げる資産に対する投資として運用することを目的とする場合に限りします。）
 - B. 有価証券
 - C. 金銭債権
- 2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 外国有価証券市場において行われる有価証券先物取引と類似の取引にかかる権利
 - ロ. 為替手形
 - ハ. 抵当証券

（運用の指図範囲等）

第21条 委託者は、信託金を、主としてエイアイジー投信投資顧問株式会社を委託者とし、三菱UFJ 信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託であるマザーファンド受益証券および次の有価証券に投資することを指図します。

1. 国債証券
2. 地方債証券
3. 特別の法律により法人の発行する債券
4. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
5. 特定目的会社にかかる特定社債券（証券取引法第2条第1項第3号の2で定めるものをいいます。）
6. 転換社債の転換、ならびに転換社債型新株予約権付社債の行使により取得した株券
7. コマーシャル・ペーパー
8. 外国または外国法人の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
9. 投資信託または外国投資信託の受益証券（証券取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
10. 投資証券または外国投資証券（証券取引法第2条第1項第7号の2で定めるものをいいます。）
11. 外国貸付債権信託受益証券（証券取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
12. オプションを表示する証券または証書（証券取引法第2条第1項第10号の2で定めるものをいいます。）

13. 預託証券（証券取引法第2条第1項第10号の3で定めるものをいいます。）
14. 外国法人が発行する譲渡性預金証券
15. 貸付債権信託受益権（証券取引法第2条第2項第1号で定めるものをいいます。）
16. 外国法人に対する権利で前号の権利の性質を有するもの。

なお、第6号の証券および第8号および第13号の証券または証券のうち第6号の証券の性質を有するものを以下「株式」といい、第1号から第5号までの証券および第8号および第13号の証券または証券のうち第1号から第5号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第9号の証券および第10号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。
 1. 預金
 2. 指定金銭信託
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項第1号から第4号までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
- ④ 委託者は、投資信託財産に属する株式の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する株式の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑤ 委託者は、投資信託財産に属する投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。以下同じ。）の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑥ 前2項において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める株式、または投資信託証券の時価総額の割合をそれぞれ乗じて得た額をいいます。

（受託者の自己または利害関係人等との取引）

第22条 受託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、受託者および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第4条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。）、第33条第2項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の投資信託財産との間で、第20条および第21条第1項に定める資産への投資ならびに第30条、第32条および第39条に掲げる投資信託財産を害するおそれがないと認められる取引を行うことができます。

- ② 前項に定める投資信託財産を害するおそれがないと認められる取引とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいいます。
 1. 取引所価格（気配値等を含む。）等の適正な価格による取引であること。
 2. 受託者の店頭に表示する利率等の公正な条件によること。
 3. 前2号に該当しない場合で、委託者が適正な条件であると判断する場合であること。

（運用の基本方針）

第23条 委託者は、投資信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、

その指図を行います。

(投資する株式の範囲)

第 24 条 委託者が投資することを指図する株式は、証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。

② 前項の規定にかかわらず、上場予定の株式で目論見書等において上場されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

(同一銘柄の株式への投資制限)

第 25 条 委託者は、取得時において投資信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該株式の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。

② 前項において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該株式の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(先物取引等の運用指図・目的・範囲)

第 26 条 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引ならびに有価証券オプション取引、外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします。(以下同じ)。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に投資信託財産が限月までに受け取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券および組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ投資信託財産が限月までに受け取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに第 21 条第 2 項第 1 号から第 4 号までに掲げる金融商品で運用している額の範囲とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5%を上回らない範囲内とします。

② 委託者は、投資信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合せてヘッジの対象とする外貨建資産の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属するヘッジの対象とする外貨建資産の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額（投資信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占めるヘッジの対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の範囲内と

します。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合せて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

③ 委託者は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする金利商品（投資信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第21条第2項第1号から第4号までに掲げる金融商品で運用しているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、投資信託財産が限月までに受け取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに第21条第2項第1号から第4号までに掲げる金融商品で運用している額（以下「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、投資信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額。以下同じ。）に投資信託財産が限月までに受け取る外貨建組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券および外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等より少ない場合には外貨建資産組入可能額に投資信託財産が限月までに受け取る外貨建組入有価証券にかかる利払金および償還金等を加えた額を限度とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

（スワップ取引の運用指図・目的・範囲）

第27条 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ スワップ取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額（マザーファンドの投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記

純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

④ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

⑤ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図・目的・範囲)

第 28 条 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、第 5 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ 金利先渡取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの投資信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額(マザーファンドの投資信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額(以下「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。)が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

④ 為替先渡取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの投資信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額(マザーファンドの投資信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額(以下「為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。)が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額が純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

⑤ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

⑥ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(同一銘柄の転換社債等への投資制限)

第 29 条 委託者は、取得時において投資信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。

- ② 前項において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める転換社債、ならびに当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(有価証券の貸付けの指図および範囲)

第30条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第31条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約取引の指図)

第32条 委託者は、投資信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの投資信託財産に属する外貨建資産のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

- ② 前項において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(信託業務の委任)

第33条 受託者は、委託者と協議のうえ、投資信託財産に属する資産の保管および処分並びにこれに付随する業務の全部または一部について、金融機関、証券会社、外国の法令に準拠して外国において有価証券の保管を業として営むものおよびこれらの子会社等で有価証券の保管を業として営む者に委託することができます。

- ② 受託者は、前項のうち信託業法22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するものを委託先として選定します。
1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 投資信託財産の保管等を委託する場合においては、当該財産の分別管理を行なう体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ③ 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

(有価証券の保管)

第34条 受託者は、投資信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

(混蔵寄託)

第 35 条 金融機関または証券会社から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できるものとします。

(投資信託財産の表示および記載の省略)

第 36 条 投資信託財産に属する有価証券については、委託者または受託者が必要と認める場合のほか、信託の表示および記載をしません。

(一部解約の請求および有価証券売却等の指図)

第 37 条 委託者は、投資信託財産に属するマザーファンド受益証券にかかる投資信託契約の一部解約の請求ならびに有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第 38 条 委託者は、前条の規定による一部解約の代金、有価証券の売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第 39 条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、投資信託財産において一部解約金の支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する金融商品の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券の売却代金、金融商品の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は借入指図を行う日における投資信託財産の純資産総額の 10%を超えないこととします。

③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は投資信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第 40 条 委託者の指図に基づく行為により投資信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第 41 条 投資信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 投資信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて投資信託財産に繰り入れることができます。

③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど

別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第 42 条 この信託の計算期間は、原則として、毎月 11 日から翌月 10 日までします。

- ② 前項の規定にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものとします。ただし、第 1 計算期間は平成 18 年 2 月 23 日から平成 18 年 4 月 10 日までとし、最終計算期間の終了日は第 5 条に定める信託終了の日とします。

(投資信託財産に関する報告)

第 43 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用)

第 44 条 投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の額および支弁の方法)

第 45 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 42 条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に、年 10,000 分の 120 の率を乗じて得た額とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき投資信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第 1 項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに投資信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

第 46 条 投資信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 投資信託財産に属する利子・配当等収益（配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。）とマザーファンドの投資信託財産に属する利子・配当等収益のうち投資信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）との合計額から諸経費、信託報酬および当該信託報酬に対する消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
 2. 売買損益に評価損益を加減して得た額からみなし配当等収益を控除して得た利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に対する消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- ② 前項第 1 号におけるみなし配当等収益とは、マザーファンドの投資信託財産にかかる配当等収益の額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。
- ③ 毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第 47 条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金（信託終了時における投資信託財産の純資産総額を受益権口数で除して得た額をいいます。以

下同じ)については第48条第2項に規定する支払開始日の前日までに、一部解約金については第48条第3項に規定する支払日までに、その全額を委託者に交付します。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者に収益分配金、償還金および一部解約金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第48条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益者に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託者は原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金を委託者の指定販売会社に交付します。この場合、委託者の指定販売会社は、受益者に対し遅延なく収益分配金の再投資にかかる受益証券の売付を行います。

- ③ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに受益者に支払います。

- ④ 一部解約金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として6営業日目から受益者に支払います。

- ⑤ 前各項に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する証券会社および登録金融機関の営業所等において行うものとします。

- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益証券の価額等に応じて計算されるものとします。

- ⑦ 前項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益証券の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、前項に規定する「各受益者毎の信託時の受益証券の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益証券の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

(収益分配金および償還金の時効)

第49条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託者が受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(受益証券の返還請求の取扱い)

第50条 委託者の指定販売会社は、第13条第3項の規定に基づき保護預りしている受益証券について返還請求があったときは、原則として当該受益者から第51条に規定する投資信託契約の一部解約の実行の請求があったものとみなします。

(信託の一部解約)

第51条 受益者は、平成18年4月7日以降において、自己の有する受益証券につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。ただし、次の事由による場合には、受益者(受益者死亡の場合はその相続人)は平成18年4月6日以前に委託者に一部解約の実行の請求をすることができます。

1. 受益者が死亡したとき
2. 受益者が天災地変その他不可抗力により財産の大部分を滅失したとき
3. 受益者が破産宣告を受けたとき
4. 受益者が疾病により生計の維持ができなくなったとき
5. その他前各号に準ずる事由があるものとして委託者の指定販売会社が認めるとき

なお、この場合、委託者の指定販売会社は受益者に対し、当該事由を証する書面の提出を求めることができるものとします。

- ② 前項の場合の解約請求日がロンドンまたはニューヨークの銀行休業日、もしくは当該日が DJ-AIG コモディティ・インデックスが算出・公表されない場合には、受益証券の一部解約の実行の請求の受け付けは行いません。
- ③ 受益者が第 1 項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者の指定販売会社に対し、受益証券をもって行うものとします。
- ④ 委託者は、第 1 項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。
- ⑤ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求を受け付けた日の翌営業日の基準価額から、当該基準価額に 0.3%の率を乗じた得た信託財産留保金を控除した価額とします。
- ⑥ 委託者は、証券取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第 1 項による一部解約の実行の請求の約定を中止すること、および既に受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消することができます。
- ⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益証券の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、第 5 項の規定に準じて算出された価額とします。

(投資信託契約の解約)

第 52 条 委託者は、第 5 条の規定による信託終了前に、この投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、投資信託契約の一部を解約することにより受益権の総口数が 5 億口を下ることとなった場合には、受託者と合意の上、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ③ 委託者は、前 2 項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの投資信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ④ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ⑤ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超える時は、第 1 項および第 2 項の投資信託契約の解約を行いません。
- ⑥ 委託者は、この投資信託契約の解約をしないこととしたときには、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ⑦ 第 4 項から前項までの規定は、投資信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第 4 項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

(投資信託契約に関する監督官庁の命令)

第 53 条 委託者は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、投資信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、第 57 条の規定に従います。

(委託者の認可取消等に伴う取扱い)

第 54 条 委託者が監督官庁より認可の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託業者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 57 条第 4 項に該当する場合を除き、当該投資信託委託業者と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第 55 条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任に伴う取扱い)

第 56 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。この場合、委託者は第 57 条の規定に従い、新受託者を選任します。

② 受託者が辞任した後、委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

(投資信託約款の変更)

第 57 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この投資信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの投資信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託約款にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第 1 項の投資信託約款を変更しません。

⑤ 委託者は、当該投資信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつこれらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第 58 条 第 52 条に規定する投資信託契約の解約または前条に規定する投資信託約款の変更を行う場合において、第 52 条第 4 項または前条第 3 項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、投資信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

② 前項の買取請求の取扱いについては、委託者および受託者の協議により決定するものとします。

(公告)

第 59 条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(投資信託約款に関する疑義の取扱い)

第 60 条 この投資信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付則)

第 1 条 この信託の受益権は、平成 19 年 1 月 4 日より、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第 2 条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。当該振替受益権は、受益証券とみなされ、この信託約款の適用を受けるものとし、委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

また、約款本文の規定にかかわらず、平成 19 年 1 月 4 日以降、委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

- ② 平成 19 年 1 月 4 日前に信託された受益権に係る受益証券を保有する受益者は、自己の有する受益証券につき、委託者に振替受入簿に記載または記録を申請するよう請求することができます。
- ③ 委託者は、前項の振替受入簿に記載または記録の申請の請求を受け付けた場合には、当該請求に基づき当該受益証券に係る受益権を振替受入簿に記載または記録を申請します。この場合において、委託者は、委託者の指定する証券会社および登録金融機関に当該申請の手続きを委任することができます。
- ④ 受益者が第 2 項の振替受入簿に記載または記録の申請の請求をするときは、委託者および委託者の指定する証券会社または登録金融機関に対し、受益証券をもって行なうものとします。なお、振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券（当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。）は無効となり、当該記載または記録による振替受益権は、受益証券とみなされ、この信託約款の適用を受けるものとします。ただし、一旦、振替受入簿に記載または記録された受益権については、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、受益者は受益証券の発行を請求しないものとします。
- ⑤ 委託者は、委託者が受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができる旨の信託約款変更をしようとする場合は、その変更の内容が重大

なものとして約款本文の信託約款変更の規定にしたがいます。ただし、この場合において、振替受入簿の記載または記録を申請することについて委託者に代理権を付与することについて同意をしている受益者へは、変更しようとする旨およびその内容を記載した書面の交付を原則として行ないません。

- ⑥ 委託者が、前項の信託約款変更を行なった場合、原則としてこの信託の平成 18 年 12 月 29 日現在の全ての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成 19 年 1 月 4 日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して平成 19 年 1 月 4 日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。
- ⑦ 委託者が第 5 項の信託約款変更を行なった場合、平成 19 年 1 月 4 日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者および委託者の指定する証券会社または登録金融機関に対し、振替受益権をもって行なうものとします。ただし、平成 19 年 1 月 4 日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成 19 年 1 月 4 日前に行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとします。

上記条項により投資信託契約を締結します。

平成 18 年 2 月 23 日（投資信託契約締結日）

委託者 エイアイジー投信投資顧問株式会社

受託者 三菱 UFJ 信託銀行株式会社

信託約款（平成 19 年 1 月 4 日適用予定）の変更内容について

平成 18 年 12 月 29 日現在存在する受益証券を含むファンドの受益証券を原則としてすべて振替受益権とするため、委託者は、平成 19 年 1 月 4 日適用予定で重大な約款変更を行う予定です。

下記の表は、この場合の信託約款の変更内容について記載しております。

なお、重大な約款変更の内容について予めお知らせすることを目的としておりますので、単純な参照条文の変更（読み替え）は割愛している場合があります。

下線部 〃 は変更部分を示します。

（重大な約款変更後の約款の内容）	（平成 18 年 7 月 1 日現在の約款の内容）
運用の基本方針 約款第 19 条に基づき委託者の定める運用の基本方針は、次のものとします。 1. 基本方針 この投資信託は、主として AIG コモディティマザーファンド（以下「マザーファンド受益証券」といいます。）を通じて、DJ-AIG コモディティ・インデックスの騰落率に償還価額等が連動する米国ドル建ての利付債券（以下、「商品指数連動債」）に投資することにより、DJ-AIG コモディティ・インデックスが表す世界の商品市況に中長期的な動きが概ね反映される投資成果を目指した運用を行います。 2. 運用方法 (1)投資対象 マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。 (2)投資態度 ①マザーファンド受益証券への投資を通じて、主に AIG の関連会社が発行する商品指数連動債に投資するよう努めます。 ②投資を行う商品指数連動債は、原則として A 格相当以上の格付けを有する信用度の高いものとします。 ③実質組入れの外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。 ④資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。 (3)投資制限 ①株式への直接投資は行いません。株式への実質投資割合は、転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の転換あるいは行使により取得した株券に限り、投資信託財産の純資産総額の 10%以下とします。 ②マザーファンド受益証券への投資には制限を設けません。マザーファンド受益証券以外の投資信託証券への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の 5%以下とします。 ③同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の 5%以下とします。 ④同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の 5%以下とします。 ⑤外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。 ⑥有価証券先物取引等は、約款第 22 条の範囲で行います。 ⑦スワップ取引は、約款第 23 条の範囲で行います。 ⑧金利先渡取引および為替先渡取引は、約款第 24 条の範囲で行います。 3. 収益分配方針	運用の基本方針 約款第 23 条に基づき委託者の定める運用の基本方針は、次のものとします。 1. 基本方針 この投資信託は、主として AIG コモディティマザーファンド（以下「マザーファンド受益証券」といいます。）を通じて、DJ-AIG コモディティ・インデックスの騰落率に償還価額等が連動する米国ドル建ての利付債券（以下、「商品指数連動債」）に投資することにより、DJ-AIG コモディティ・インデックスが表す世界の商品市況に中長期的な動きが概ね反映される投資成果を目指した運用を行います。 2. 運用方法 (1)投資対象 マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。 (2)投資態度 ①マザーファンド受益証券への投資を通じて、主に AIG の関連会社が発行する商品指数連動債に投資するよう努めます。 ②投資をおこなう商品指数連動債は、原則として A 格相当以上の格付けを有する信用度の高いものとします。 ③実質組入れの外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。 ④資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。 (3)投資制限 ①株式への直接投資は行いません。株式への実質投資割合は、転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の転換あるいは行使により取得した株券に限り、投資信託財産の純資産総額の 10%以下とします。 ②マザーファンド受益証券への投資には制限を設けません。マザーファンド受益証券以外の投資信託証券への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の 5%以下とします。 ③同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の 5%以下とします。 ④同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の 5%以下とします。 ⑤外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。 ⑥有価証券先物取引等は、約款第 26 条の範囲で行います。 ⑦スワップ取引は、約款第 27 条の範囲で行います。 ⑧金利先渡取引および為替先渡取引は、約款第 28 条の範囲で行います。 3. 収益分配方針

毎月 10 日に決算を行い（ただし、休業日の場合は翌営業日。）、以下の方針に基づいて分配を行います。 ①分配対象額は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益（マザーファンド投資信託財産に属する利子・配当等収益のうち投資信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）を含みます。）および売買益（評価益を含み、みなし配当等収益を控除して得た額）の全額とします。 ②分配金額は、基準価額の水準、市況動向、運用状況等を勘案して委託者が決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。 ③留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき元本部分と同一の運用を行います。 （信託の種類、委託者および受託者） 第 1 条 この信託は、証券投資信託であり、エイアイジー投信投資顧問株式会社を委託者とし、三菱 UFJ 信託銀行株式会社を受託者とします。 （信託事務の委託） 第 2 条 受託者は、信託法第 26 条第 1 項に基づく信託事務の委任として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 1 条第 1 項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 4 条第 1 項にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。 ② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、投資信託財産を害するおそれがないと認められる場合に行うものとします。この場合、投資信託財産を害するおそれがないと認められる場合とは、利害関係人に対する業務の委託に係る条件が市場水準等に照らし公正と認められる条件である場合をいいます。 （信託の目的および金額） 第 3 条 委託者は、金 3,643,597,658 円を、受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者は、これを引き受けます。 （信託金の限度額） 第 4 条 委託者は、受託者と合意の上、金 3,000 億円を限度として信託金を追加することができます。 ② 追加信託が行われたときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。 ③ 委託者は、受託者と合意の上、第 1 項の限度額を変更することができます。 （信託期間） 第 5 条 この信託の期間は、投資信託契約締結日から第 48 条第 1 項および第 2 項、第 49 条第 1 項、第 50 条第 1 項および第 52 条第 2 項による信託終了の日までとします。 （受益権の取得申込の勧誘の種類） 第 6 条 この信託にかかる受益権の取得申込の勧誘は、証券取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 13 項に定める公募により行われます。 （当初の受益者） 第 7 条 この投資信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 8 条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。 （受益権の分割および再分割） 第 8 条 委託者は、第 3 条の規定による受益権については 3,643,597,658 口に、追加信託によって生じた受益権についてはこれを追加信託のつど第 9 条第 1 項の追加口数に、それ	毎月 10 日に決算を行い（ただし、休業日の場合は翌営業日。）、以下の方針に基づいて分配を行ないます。 ①分配対象額は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益（マザーファンド投資信託財産に属する利子・配当等収益のうち投資信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）を含みます。）および売買益（評価益を含み、みなし配当等収益を控除して得た額）の全額とします。 ②分配金額は、基準価額の水準、市況動向、運用状況等を勘案して委託者が決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。 ③留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき元本部分と同一の運用を行います。 （信託の種類、委託者および受託者） 第 1 条 この信託は、証券投資信託であり、エイアイジー投信投資顧問株式会社を委託者とし、三菱 UFJ 信託銀行株式会社を受託者とします。 （信託事務の委託） 第 2 条 受託者は、信託法第 26 条第 1 項に基づく信託事務の委任として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 1 条第 1 項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 4 条第 1 項にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。 ② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、投資信託財産を害するおそれがないと認められる場合に行うものとします。この場合、投資信託財産を害するおそれがないと認められる場合とは、利害関係人に対する業務の委託に係る条件が市場水準等に照らし公正と認められる条件である場合をいいます。 （信託の目的および金額） 第 3 条 委託者は、金 3,643,597,658 円を、受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者は、これを引き受けます。 （信託金の限度額） 第 4 条 委託者は、受託者と合意の上、金 3,000 億円を限度として信託金を追加することができます。 ② 追加信託が行われたときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。 ③ 委託者は、受託者と合意の上、第 1 項の限度額を変更することができます。 （信託期間） 第 5 条 この信託の期間は、投資信託契約締結日から第 52 条第 1 項および第 2 項、第 53 条第 1 項、第 54 条第 1 項および第 56 条第 2 項による信託終了の日までとします。 （受益証券の取得申込みの勧誘の種類） 第 6 条 この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、証券取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 13 項に定める公募により行われます。 （当初の受益者） 第 7 条 この投資信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益証券取得申込者とし、第 8 条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。 （受益権の分割および再分割） 第 8 条 委託者は、第 3 条の規定による受益権については 3,643,597,658 口に、追加信託によって生じた受益権についてはこれを追加信託のつど第 9 条第 1 項の追加口数に、それ
---	---

ぞれ均等に分割します。 ② 委託者は、<u>受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。</u> (追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法) 第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。 ② この約款において基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除して得た金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。 ③ <u>第28条</u>に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。 (信託日時の異なる受益権の内容) 第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。 (受益権の帰属と受益証券の不発行) 第11条 この信託の受益権は、平成19年1月4日より、<u>社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。</u> ② 委託者は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しませ<u>ん。</u> なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。 ③ 委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。 ④ 委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在の全ての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19	ぞれ均等に分割します。 ② 委託者は、<u>受託者と協議の上、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。</u> (追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法) 第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。 ② この約款において基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除して得た金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。 ③ <u>第32条</u>に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。 (信託日時の異なる受益権の内容) 第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。 (受益証券の発行および種類) 第11条 委託者は、第8条の規定により分割された受益権を<u>表示する無記名式の受益証券を発行します。</u> ② 委託者が受益者に発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。
---	--

年1月4日以降となるものを含みます。)を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預かりではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行うものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、委託者の指定する証券会社(証券取引法第2条第9項に規定する証券会社をいい、外国証券業者に関する法律第2条第2号に規定する外国証券会社を含みます。以下同じ。)および登録金融機関(証券取引法第65条の2第3項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)に当該申請の手続きを委任することができます。(受益権の設定に係る受託者の通知) 第12条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。 (受益権の申込単位および価額) 第13条 委託者は、第8条第1項の規定により分割される受益権を、取得申込者に対し、1万口以上1万口単位、または1万円以上1円単位をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。ただし、第44条第2項に規定する収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込については、1口単位で取得の申込みに応ずることができるものとします。 ② 委託者の指定する証券会社または登録金融機関(以下「指定販売会社」といいます。)は、第8条第1項の規定により分割される受益権を、取得申込者に対し、1万口以上1万口単位、または1万円以上1円単位をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。ただし、別に定める累積投資約款に<u>したがって契約</u>(「別に定める契約」といいます)を結んだ取得申込者に対しては、1口単位で取得の申込みに応ずることができるものとします。 ③ 第1項および第2項の取得申込者は委託者、委託者の指定する指定販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、<u>自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者、委託者の指定する指定販売会社は、当該取得申込の代金(第5項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。</u> ④ 第1項から第2項までの取得申込日がロンドンまたはニューヨークの銀行休業日、もしくは取得申込日がDJ-AIGコモディティ・インデックスが算出・公表されない場合には、<u>受益権の取得申込の受付は行いません。</u> ⑤ 第1項および第2項までの受益権の価額は、取得申込を<u>受付けた日の翌営業日の基準価額に、第6項に規定する手数料および当該手数料にかかる消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)</u>に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この投資信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円に、第6項に規定する手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。 ⑥ 前項の手数は、取得申込を受付けた日の翌営業日の基準	(受益証券の発行についての受託者の認証) 第12条 委託者は、前条の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。 ② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し、記名捺印することによって行います。(受益証券の申込単位および価額) 第13条 委託者は、第11条の規定により発行される受益証券を、取得申込者に対し、1万口以上1万口単位、または1万円以上1円単位をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。ただし、第48条第2項に規定する収益分配金の再投資にかかる受益証券の取得申込については、1口単位で取得の申込みに応ずることができるものとします。 ② 委託者の指定する証券会社(証券取引法第2条の第9項に規定する証券会社をいい、外国証券業者に関する法律第2条の第2項に規定する外国証券会社を含みます。以下同じ。)または登録金融機関(証券取引法第65条の2第3項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)(以下「指定販売会社」といいます。)は、第11条の規定により発行される<u>受益証券を、取得申込者に対し、1万口以上1万口単位、または1万円以上1円単位をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。ただし、別に定める累積投資約款に従って契約</u>(「別に定める契約」といいます)を結んだ取得申込者に対しては、1口単位で取得の申込みに応ずることができるものとします。 ③ 前2項に規定する取得申込者は、取得申込み時において<u>委託者の指定する指定販売会社との間で受益証券の保護預り契約を締結するものとします。</u> ④ 第1項から第2項までの取得申込日がロンドンまたはニューヨークの銀行休業日、もしくは取得申込日がDJ-AIGコモディティ・インデックスが算出・公表されない場合には、<u>受益証券の取得申込みの受付は行いません。</u> ⑤ 第1項および第2項までの受益証券の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、第6項に規定する手数料および当該手数料にかかる消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この投資信託契約締結日前の取得申込みにかかる受益証券の価額は、1口につき1円に、第6項に規定する手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。 ⑥ 前項の手数は、取得申込日の翌営業日の基準価額(この
--	---

価額（この投資信託契約締結日前の取得申込については1口につき1円とします。）に3.0%の率を乗じて得た額を上限として、委託者の指定する指定販売会社が独自に定めるものとします。 ⑦ 前6項の規定にかかわらず、受益者が第44条第2項の規定に基づき収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として第38条に規定する計算期間の終了日の基準価額とします。 ⑧ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、証券取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受付を中止することおよび既に受付けた取得申込の受付を取り消すことができます。 <u>（受益権の譲渡に係る記載または記録）</u> 第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。 ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。 ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。 <u>（受益権の譲渡の対抗要件）</u> 第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。 <削除> <削除> <削除> <削除> <u>（投資対象とする資産の種類）</u> 第16条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。 1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。） イ. 有価証券 ロ. 有価証券指数等先物取引にかかる権利	投資信託契約締結日前の取得申込については1口につき1円とします。）に3.0%の率を乗じて得た額を上限として、委託者の指定する指定販売会社が独自に定めるものとします。 ⑦ 前6項の規定にかかわらず、受益者が第48条第2項の規定に基づき収益分配金を再投資する場合の受益証券の価額は、原則として第42条に規定する計算期間の終了日の基準価額とします。 ⑧ 前各項の規定にかかわらず、証券取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者は、受益証券の取得申込みの受付けを中止することおよび既に受け付けた取得申込の受付けを取り消すことができます。 <u>（受益証券の記名式、無記名式への変更ならびに名義書換手続）</u> 第14条 委託者は、受益者が委託者の定める手続によって請求したときは、無記名式の受益証券と引き換えに記名式の受益証券を、または記名式の受益証券と引き換えに無記名式の受益証券を交付します。 ② 記名式の受益証券の所持人は、委託者の定める手続によって名義書換を委託者に請求することができます。 ③ 前項の規定による名義書換の手続は、第42条に規定する毎計算期間の末日の翌日から15日間停止します。 <u>（記名式の受益証券譲渡の対抗要件）</u> 第15条 記名式受益証券の譲渡は、前条の規定による名義書換によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。 <u>（無記名式の受益証券の再交付）</u> 第16条 委託者は、無記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託者の定める手続によって公示催告による除権判決の謄本を添え再交付を請求したときは、無記名式の受益証券を再交付します。 <u>（記名式の受益証券の再交付）</u> 第17条 委託者は、記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託者の定める手続によって再交付を請求したときは、記名式の受益証券を再交付します。 <u>（受益証券を毀損した場合等の再交付）</u> 第18条 委託者は、受益証券を毀損または汚損した受益者が委託者の定める手続によって受益証券を添え再交付を請求したときは、受益証券を再交付します。ただし、真偽を鑑別しがたいときは、前2条の規定を準用します。 <u>（受益証券の再交付の費用）</u> 第19条 委託者は、受益証券を再交付するときは、受益者に対し実費を請求することができます。 <u>（投資対象とする資産の種類）</u> 第20条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。 1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。） イ. 有価証券 ロ. 有価証券指数等先物取引にかかる権利
--	--

ハ、有価証券オプション取引にかかる権利 ニ、外国市場証券先物取引にかかる権利 ホ、有価証券店頭指数等先渡取引にかかる権利 ヘ、有価証券店頭オプション取引にかかる権利 ト、有価証券店頭指数等スワップ取引にかかる権利 チ、金銭債権（イ、リ、ル、に掲げるものに該当するものを除きます。以下同じ。） リ、約束手形（証券取引法第2条第1項第8号に掲げるものを除きます。） ス、金融先物取引（金融先物取引法第2条第1項に規定する金融先物取引をいいます。以下同じ。）にかかる権利 ル、金利、通貨の価格その他の指標の数値としてあらかじめ当事者間で約定された数値と将来の一定時期における現実の当該指標の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引またはこれに類似する取引であって、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則で定めるもの（金融先物取引を除きます。）にかかる権利（ロ、からト、までに掲げるものに該当するものを除きます。） ヲ、次に掲げるものを信託する信託の受益権（イ、に掲げるものに該当するものを除きます。） A、金銭（投資信託財産を主としてイ、からル、までに掲げる資産に対する投資として運用することを目的とする場合に限ります。） B、有価証券 C、金銭債権 2、次に掲げる特定資産以外の資産 イ、外国有価証券市場において行われる有価証券先物取引と類似の取引にかかる権利 ロ、為替手形 ハ、抵当証券 （運用の指図範囲等） 第17条 委託者は、信託金を、主としてエイアイジー投信投資顧問株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託であるマザーファンド受益証券および次の有価証券に投資することを指図します。 1. 国債証券 2. 地方債証券 3. 特別の法律により法人の発行する債券 4. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。） 5. 特定目的会社にかかる特定社債券（証券取引法第2条第1項第3号の2で定めるものをいいます。） 6. 転換社債の転換、ならびに転換社債型新株予約権付社債の行使により取得した株券 7. コマーシャル・ペーパー 8. 外国または外国法人の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの 9. 投資信託または外国投資信託の受益証券（証券取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。） 10. 投資証券または外国投資証券（証券取引法第2条第1項第7号の2で定めるものをいいます。） 11. 外国貸付債権信託受益証券（証券取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。） 12. オプションを表示する証券または証書（証券取引法第2条第1項第10号の2で定めるものをいいます。） 13. 預託証書（証券取引法第2条第1項第10号の3で定めるものをいいます。） 14. 外国法人が発行する譲渡性預金証書 15. 貸付債権信託受益権（証券取引法第2条第2項第1号で定めるものをいいます。） 16. 外国法人に対する権利で前号の権利の性質を有するもの。	ハ、有価証券オプション取引にかかる権利 ニ、外国市場証券先物取引にかかる権利 ホ、有価証券店頭指数等先渡取引にかかる権利 ヘ、有価証券店頭オプション取引にかかる権利 ト、有価証券店頭指数等スワップ取引にかかる権利 チ、金銭債権（イ、リ、ル、に掲げるものに該当するものを除きます。以下同じ。） リ、約束手形（証券取引法第2条第1項第8号に掲げるものを除きます。） ス、金融先物取引（金融先物取引法第2条第1項に規定する金融先物取引をいいます。以下同じ。）にかかる権利 ル、金利、通貨の価格その他の指標の数値としてあらかじめ当事者間で約定された数値と将来の一定時期における現実の当該指標の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引またはこれに類似する取引であって、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則で定めるもの（金融先物取引を除きます。）にかかる権利（ロ、からト、までに掲げるものに該当するものを除きます。） ヲ、次に掲げるものを信託する信託の受益権（イ、に掲げるものに該当するものを除きます。） A、金銭（投資信託財産を主としてイ、からル、までに掲げる資産に対する投資として運用することを目的とする場合に限ります。） B、有価証券 C、金銭債権 2、次に掲げる特定資産以外の資産 イ、外国有価証券市場において行われる有価証券先物取引と類似の取引にかかる権利 ロ、為替手形 ハ、抵当証券 （運用の指図範囲等） 第21条 委託者は、信託金を、主としてエイアイジー投信投資顧問株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託であるマザーファンド受益証券および次の有価証券に投資することを指図します。 1. 国債証券 2. 地方債証券 3. 特別の法律により法人の発行する債券 4. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。） 5. 特定目的会社にかかる特定社債券（証券取引法第2条第1項第3号の2で定めるものをいいます。） 6. 転換社債の転換、ならびに転換社債型新株予約権付社債の行使により取得した株券 7. コマーシャル・ペーパー 8. 外国または外国法人の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの 9. 投資信託または外国投資信託の受益証券（証券取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。） 10. 投資証券または外国投資証券（証券取引法第2条第1項第7号の2で定めるものをいいます。） 11. 外国貸付債権信託受益証券（証券取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。） 12. オプションを表示する証券または証書（証券取引法第2条第1項第10号の2で定めるものをいいます。） 13. 預託証書（証券取引法第2条第1項第10号の3で定めるものをいいます。） 14. 外国法人が発行する譲渡性預金証書 15. 貸付債権信託受益権（証券取引法第2条第2項第1号で定めるものをいいます。） 16. 外国法人に対する権利で前号の権利の性質を有するもの。
---	---

なお、第 6 号の証券および第 8 号および第 13 号の証券または証書のうち第 6 号の証券の性質を有するものを以下「株式」といい、第 1 号から第 5 号までの証券および第 8 号および第 13 号の証券または証書のうち第 1 号から第 5 号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第 9 号の証券および第 10 号の証券を以下「投資信託証券」といいます。 ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。 1. 預金 2. 指定金銭信託 3. コール・ローン 4. 手形割引市場において売買される手形 ③ 第 1 項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項第 1 号から第 4 号までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。 ④ 委託者は、投資信託財産に属する株式の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する株式の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。 ⑤ 委託者は、投資信託財産に属する投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。以下同じ。）の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。 ⑥ 前 2 項において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める株式、または投資信託証券の時価総額の割合をそれぞれ乗じて得た額をいいます。 （受託者の自己または利害関係人等との取引） 第 18 条 受託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、受託者および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 4 条第 1 項にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。）、<u>第 29 条第 2 項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の投資信託財産との間で、第 16 条、第 17 条第 1 項および第 2 項に定める資産への投資ならびに第 22 条から第 24 条、第 26 条、第 28 条、第 33 条から第 35 条に掲げる投資信託財産を害するおそれがないと認められる取引を行うことができます。</u> ② 前項に定める投資信託財産を害するおそれがないと認められる取引とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいいます。 1. 取引所価格（気配値等を含む。）等の適正な価格による取引であること。 2. 受託者の店頭に表示する利率等の公正な条件によること。 3. 前 2 号に該当しない場合で、委託者が適正な条件であると判断する場合であること。 （運用の基本方針） 第 19 条 委託者は、投資信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。（投資する株式の範囲） 第 20 条 委託者が投資することを指図する株式は、証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社	なお、第 6 号の証券および第 8 号および第 13 号の証券または証書のうち第 6 号の証券の性質を有するものを以下「株式」といい、第 1 号から第 5 号までの証券および第 8 号および第 13 号の証券または証書のうち第 1 号から第 5 号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第 9 号の証券および第 10 号の証券を以下「投資信託証券」といいます。 ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。 1. 預金 2. 指定金銭信託 3. コール・ローン 4. 手形割引市場において売買される手形 ③ 第 1 項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項第 1 号から第 4 号までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。 ④ 委託者は、投資信託財産に属する株式の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する株式の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。 ⑤ 委託者は、投資信託財産に属する投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。以下同じ。）の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。 ⑥ 前 2 項において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める株式、または投資信託証券の時価総額の割合をそれぞれ乗じて得た額をいいます。 （受託者の自己または利害関係人等との取引） 第 22 条 受託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、受託者および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 4 条第 1 項にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。）、<u>第 33 条第 2 項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の投資信託財産との間で、第 20 条および第 21 条第 1 項に定める資産への投資ならびに第 30 条、第 32 条および第 39 条に掲げる投資信託財産を害するおそれがないと認められる取引を行うことができます。</u> ② 前項に定める投資信託財産を害するおそれがないと認められる取引とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいいます。 1. 取引所価格（気配値等を含む。）等の適正な価格による取引であること。 2. 受託者の店頭に表示する利率等の公正な条件によること。 3. 前 2 号に該当しない場合で、委託者が適正な条件であると判断する場合であること。 （運用の基本方針） 第 23 条 委託者は、投資信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。（投資する株式の範囲） 第 24 条 委託者が投資することを指図する株式は、証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社
---	--

の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。 ② 前項の規定にかかわらず、上場予定の株式で目論見書等において上場されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。 (同一銘柄の株式への投資制限) 第21条 委託者は、取得時において投資信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該株式の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。 ② 前項において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該株式の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。 (先物取引等の運用指図・目的・範囲) 第22条 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引ならびに有価証券オプション取引、外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。(以下同じ)。 1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券(以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。)の時価総額の範囲内とします。 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額(組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額)に投資信託財産が限月までに受け取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券および組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ投資信託財産が限月までに受け取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに第17条第2項第1号から第4号までに掲げる金融商品で運用している額の範囲とします。 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。 ② 委託者は、投資信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。 1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合せてヘッジの対象とする外貨建資産の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属するヘッジの対象とする外貨建資産の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額(投資信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占めるヘッジの対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額の範囲内とします。 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合せて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合	の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。 ② 前項の規定にかかわらず、上場予定の株式で目論見書等において上場されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。 (同一銘柄の株式への投資制限) 第25条 委託者は、取得時において投資信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該株式の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。 ② 前項において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該株式の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。 (先物取引等の運用指図・目的・範囲) 第26条 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引ならびに有価証券オプション取引、外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします。(以下同じ)。 1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券(以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。)の時価総額の範囲内とします。 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額(組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額)に投資信託財産が限月までに受け取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券および組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ投資信託財産が限月までに受け取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに第21条第2項第1号から第4号までに掲げる金融商品で運用している額の範囲とします。 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。 ② 委託者は、投資信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。 1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合せてヘッジの対象とする外貨建資産の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属するヘッジの対象とする外貨建資産の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額(投資信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占めるヘッジの対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額の範囲内とします。 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合せて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合
--	---

計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5%を上回らない範囲内とします。 ③ 委託者は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。 1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする金利商品（投資信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第17条第2項第1号から第4号までに掲げる金融商品で運用しているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、投資信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに第17条第2項第1号から第4号までに掲げる金融商品で運用している額（以下「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、投資信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額。以下同じ。）に投資信託財産が限月までに受け取る外貨建組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券および外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等より少ない場合には外貨建資産組入可能額に投資信託財産が限月までに受け取る外貨建組入有価証券にかかる利払金および償還金等を加えた額を限度とします。 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の 5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5%を上回らない範囲内とします。 （スワップ取引の運用指図・目的・範囲） 第23条 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。 ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。 ③ スワップ取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額（マザーファンドの投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。 ④ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。 ⑤ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは	合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5%を上回らない範囲内とします。 ③ 委託者は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。 1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする金利商品（投資信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第21条第2項第1号から第4号までに掲げる金融商品で運用しているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、投資信託財産が限月までに受け取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに第21条第2項第1号から第4号までに掲げる金融商品で運用している額（以下「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、投資信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額。以下同じ。）に投資信託財産が限月までに受け取る外貨建組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券および外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等より少ない場合には外貨建資産組入可能額に投資信託財産が限月までに受け取る外貨建組入有価証券にかかる利払金および償還金等を加えた額を限度とします。 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の 5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5%を上回らない範囲内とします。 （スワップ取引の運用指図・目的・範囲） 第27条 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。 ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。 ③ スワップ取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額（マザーファンドの投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。 ④ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。 ⑤ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供ある
--	---

は受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。 (金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図・目的・範囲) 第24条 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。 ② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。 ③ 金利先渡取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの投資信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額（マザーファンドの投資信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額（以下「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。 ④ 為替先渡取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの投資信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額（マザーファンドの投資信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額（以下「為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額が純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。 ⑤ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。 ⑥ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。 (同一銘柄の転換社債等への投資制限) 第25条 委託者は、取得時において投資信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。 ② 前項において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める転換社債、ならびに当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。 (有価証券の貸付の指図および範囲) 第26条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範	いは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。 (金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図・目的・範囲) 第28条 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。 ② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。 ③ 金利先渡取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの投資信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額（マザーファンドの投資信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額（以下「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。 ④ 為替先渡取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの投資信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額（マザーファンドの投資信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額（以下「為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額が純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。 ⑤ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。 ⑥ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。 (同一銘柄の転換社債等への投資制限) 第29条 委託者は、取得時において投資信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。 ② 前項において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める転換社債、ならびに当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。 (有価証券の貸付けの指図および範囲) 第30条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範
--	--

囲内で貸付の指図をすることができます。 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額の 50%を超えないものとします。 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の 50%を超えないものとします。 ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。 ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。 (特別の場合の外貨建有価証券への投資制限) 第 27 条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。 (外国為替予約取引の指図) 第 28 条 委託者は、投資信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの投資信託財産に属する外貨建資産のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。 ② 前項において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。 (信託業務の委任) 第 29 条 受託者は、委託者と協議のうえ、投資信託財産に属する資産の保管および処分並びにこれに付随する業務の全部または一部について、金融機関、証券会社、外国の法令に準拠して外国において有価証券の保管を業として営むものおよびこれらの子会社等で有価証券の保管を業として営む者に委託することができます。 ② 受託者は、前項のうち信託業法 22 条第 1 項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するものを委託先として選定します。 1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること 3. 投資信託財産の保管等を委託する場合においては、当該財産の分別管理を行う体制が整備されていること 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること ③ 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。 (有価証券の保管) 第 30 条 受託者は、投資信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。 (混蔵寄託) 第 31 条 金融機関または証券会社から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できるものとします。 (投資信託財産の表示および記載の省略) 第 32 条 投資信託財産に属する有価証券については、委託者または受託者が必要と認める場合のほか、信託の表示および記載をしません。	囲内で貸付の指図をすることができます。 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額の 50%を超えないものとします。 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の 50%を超えないものとします。 ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。 ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。 (特別の場合の外貨建有価証券への投資制限) 第 31 条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。 (外国為替予約取引の指図) 第 32 条 委託者は、投資信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの投資信託財産に属する外貨建資産のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。 ② 前項において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。 (信託業務の委任) 第 33 条 受託者は、委託者と協議のうえ、投資信託財産に属する資産の保管および処分並びにこれに付随する業務の全部または一部について、金融機関、証券会社、外国の法令に準拠して外国において有価証券の保管を業として営むものおよびこれらの子会社等で有価証券の保管を業として営む者に委託することができます。 ② 受託者は、前項のうち信託業法 22 条第 1 項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するものを委託先として選定します。 1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること 3. 投資信託財産の保管等を委託する場合においては、当該財産の分別管理を行なう体制が整備されていること 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること ③ 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。 (有価証券の保管) 第 34 条 受託者は、投資信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。 (混蔵寄託) 第 35 条 金融機関または証券会社から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できるものとします。 (投資信託財産の表示および記載の省略) 第 36 条 投資信託財産に属する有価証券については、委託者または受託者が必要と認める場合のほか、信託の表示および記載をしません。
--	---

(一部解約の請求および有価証券売却等の指図) 第 33 条 委託者は、投資信託財産に属するマザーファンド受益証券にかかる投資信託契約の一部解約の請求ならびに有価証券の売却等の指図ができます。 (再投資の指図) 第 34 条 委託者は、前条の規定による一部解約の代金、有価証券の売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。 (資金の借入れ) 第 35 条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、投資信託財産において一部解約金の支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。 ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する金融商品の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券の売却代金、金融商品の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は借入指図を行う日における投資信託財産の純資産総額の 10%を超えないこととします。 ③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。 ④ 借入金の利息は投資信託財産中より支弁します。 (損益の帰属) 第 36 条 委託者の指図に基づく行為により投資信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。 (受託者による資金の立替え) 第 37 条 投資信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。 ② 投資信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて投資信託財産に繰り入れることができます。 ③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。 (信託の計算期間) 第 38 条 この信託の計算期間は、原則として、毎月 11 日から翌月 10 日までです。 ② 前項の規定にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものとします。ただし、第 1 計算期間は平成 18 年 2 月 23 日から平成 18 年 4 月 10 日までとし、最終計算期間の終了日は第 5 条に定める信託終了の日とします。 (投資信託財産に関する報告) 第 39 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。 ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、投資信託財	(一部解約の請求および有価証券売却等の指図) 第 37 条 委託者は、投資信託財産に属するマザーファンド受益証券にかかる投資信託契約の一部解約の請求ならびに有価証券の売却等の指図ができます。 (再投資の指図) 第 38 条 委託者は、前条の規定による一部解約の代金、有価証券の売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。 (資金の借入れ) 第 39 条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、投資信託財産において一部解約金の支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。 ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する金融商品の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券の売却代金、金融商品の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は借入指図を行う日における投資信託財産の純資産総額の 10%を超えないこととします。 ③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。 ④ 借入金の利息は投資信託財産中より支弁します。 (損益の帰属) 第 40 条 委託者の指図に基づく行為により投資信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。 (受託者による資金の立替え) 第 41 条 投資信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。 ② 投資信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて投資信託財産に繰り入れることができます。 ③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。 (信託の計算期間) 第 42 条 この信託の計算期間は、原則として、毎月 11 日から翌月 10 日までです。 ② 前項の規定にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものとします。ただし、第 1 計算期間は平成 18 年 2 月 23 日から平成 18 年 4 月 10 日までとし、最終計算期間の終了日は第 5 条に定める信託終了の日とします。 (投資信託財産に関する報告) 第 43 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。 ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、投資信託
---	--

産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。 (信託事務の諸費用) 第40条 投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息。(以下「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。 (信託報酬等の額および支弁の方法) 第41条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第38条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に、年10,000分の120の率を乗じて得た額とします。 ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき投資信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。 ③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに投資信託財産中から支弁します。 (収益の分配方式) 第42条 投資信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。 1. 投資信託財産に属する利子・配当等収益(配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。)とマザーファンドの投資信託財産に属する利子・配当等収益のうち投資信託財産に属するとみなした額(以下「みなし配当等収益」といいます。)との合計額から諸経費、信託報酬および当該信託報酬に対する消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。 2. 売買損益に評価損益を加減して得た額からみなし配当等収益を控除して得た利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に対する消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。 ② 前項第1号におけるみなし配当等収益とは、マザーファンドの投資信託財産にかかる配当等収益の額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。 ③ 毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。 (収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責) 第43条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金(信託終了時における投資信託財産の純資産総額を受益権口数で除して得た額をいいます。以下同じ。)については第44条第2項に規定する支払開始日の前日までに、一部解約金(第46条第5項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。)については第44条第3項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。 ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。 (収益分配金、償還金および一部解約金の支払い) 第44条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、<u>毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が</u>	財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。 (信託事務の諸費用) 第44条 投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息。(以下「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。 (信託報酬等の額および支弁の方法) 第45条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第42条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に、年10,000分の120の率を乗じて得た額とします。 ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき投資信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。 ③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに投資信託財産中から支弁します。 (収益の分配方式) 第46条 投資信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。 1. 投資信託財産に属する利子・配当等収益(配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。)とマザーファンドの投資信託財産に属する利子・配当等収益のうち投資信託財産に属するとみなした額(以下「みなし配当等収益」といいます。)との合計額から諸経費、信託報酬および当該信託報酬に対する消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。 2. 売買損益に評価損益を加減して得た額からみなし配当等収益を控除して得た利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に対する消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。 ② 前項第1号におけるみなし配当等収益とは、マザーファンドの投資信託財産にかかる配当等収益の額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。 ③ 毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。 (収益分配金、償還金および一部解約金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責) 第47条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金(信託終了時における投資信託財産の純資産総額を受益権口数で除して得た額をいいます。以下同じ。)については第48条第2項に規定する支払開始日の前日までに、一部解約金については第48条第3項に規定する支払日までに、その全額を委託者に交付します。 ② 受託者は、前項の規定により委託者に収益分配金、償還金および一部解約金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。 (収益分配金、償還金および一部解約金の支払い) 第48条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益者に支払います。
---	---

行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者または委託者の指定する指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、に支払います。 ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、<u>受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定販売会社に交付されます。</u>この場合、委託者の指定販売会社は、受益者に対し遅延なく収益分配金の再投資にかかる<u>受益権</u>の売付を行います。<u>当該売付により増加した受益権は、第11条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。</u> ③ 委託者は、第1項の規定にかかわらず、委託者の自らの募集に応じた受益者にかかる受益権に帰属する収益分配金（受益者が自己に帰属する受益権の全部もしくは一部について、委託者に対し、この信託の収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込をしないことをあらかじめ申し出た場合において、委託者が当該申し出を受付けた受益権に帰属する収益分配金を除きます。）をこの信託の受益権の取得申込金として、各受益者ごとに当該収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込に応じたものとし、 ④ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、<u>信託終了日において振替機関の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者または委託者の指定する指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。</u> ⑤ 一部解約金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として6営業日目から当該受益者に支払います。 ⑥ 前各項に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する<u>指定販売会社の営業所等</u>において行うものとし、<u>ただし、委託者自らの募集にかかる受益権に帰属する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは委託者において行うものとし、</u> ⑦ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の<u>受益権</u>の価額等に応じて計算されるものとし、 ⑧ 前項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の<u>受益権</u>の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、前項に規定する「各受益者毎の信託時の<u>受益権</u>の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の<u>受益権</u>の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。 (収益分配金および償還金の時効) 第45条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、	② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、<u>委託者は原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金を委託者の指定販売会社に交付します。</u>この場合、委託者の指定販売会社は、受益者に対し遅延なく収益分配金の再投資にかかる<u>受益証券</u>の売付を行います。 ③ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から<u>受益証券と引き換えに</u>受益者に支払います。 ④ 一部解約金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として6営業日目から受益者に支払います。 ⑤ 前各項に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する<u>証券会社および登録金融機関の営業所等</u>において行うものとし、 ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の<u>受益証券</u>の価額等に応じて計算されるものとし、 ⑦ 前項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の<u>受益証券</u>の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、前項に規定する「各受益者毎の信託時の<u>受益証券</u>の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の<u>受益証券</u>の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。 (収益分配金および償還金の時効) 第49条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、
--	--

その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。 <u><削除></u> (信託の一部解約) 第46条 受益者(委託者の指定する指定販売会社を含みます。以下本条において同じ。)は、平成18年4月7日以降において、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。ただし、次の事由による場合には、受益者(受益者死亡の場合はその相続人)は平成18年4月6日以前に委託者に一部解約の実行の請求をすることができます。 1. 受益者が死亡したとき 2. 受益者が天災地変その他不可抗力により財産の大部分を滅失したとき 3. 受益者が破産宣告を受けたとき 4. 受益者が疾病により生計の維持ができなくなったとき 5. その他前各号に準ずる事由があるものとして委託者の指定する指定販売会社が認めるとき なお、この場合、委託者の指定する指定販売会社は受益者に対し、当該事由を証する書面の提出を求めることができるものとします。 ② 前項の場合の解約請求日がロンドンまたはニューヨークの銀行休業日、もしくは当該日がDJ-AIGコモディティ・インデックスが算出・公表されない場合には、<u>受益権の一部解約の実行の請求の受付は行いません。</u> ③ <u>平成19年1月4日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者および委託者の指定する指定販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。ただし、平成19年1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成19年1月4日前行われる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行うものとします。</u> ④ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。<u>なお、第1項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。</u> ⑤ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求を受け付けた日の翌営業日の基準価額から、当該基準価額に0.3%の率を乗じた得た信託財産留保金を控除した価額とします。 ⑥ 委託者は、証券取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止すること、および既に受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消することができます。 ⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、第5項の規定に準じて算出された価額とします。 <u>(質権口記載又は記録の受益権の取扱い)</u>	その権利を失い、<u>委託者が</u>受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。 <u>(受益証券の返還請求の取扱い)</u> 第50条 <u>委託者の指定販売会社は、第13条第3項の規定に基づき保護預りしている受益証券について返還請求があったときは、原則として当該受益者から第51条に規定する投資信託契約の一部解約の実行の請求があったものとみなします。</u> (信託の一部解約) 第51条 受益者は、平成18年4月7日以降において、自己の<u>有する受益証券</u>につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。ただし、次の事由による場合には、受益者(受益者死亡の場合はその相続人)は平成18年4月6日以前に委託者に一部解約の実行の請求をすることができます。 1. 受益者が死亡したとき 2. 受益者が天災地変その他不可抗力により財産の大部分を滅失したとき 3. 受益者が破産宣告を受けたとき 4. 受益者が疾病により生計の維持ができなくなったとき 5. その他前各号に準ずる事由があるものとして委託者の指定販売会社が認めるとき なお、この場合、委託者の指定販売会社は受益者に対し、当該事由を証する書面の提出を求めることができるものとします。 ② 前項の場合の解約請求日がロンドンまたはニューヨークの銀行休業日、もしくは当該日がDJ-AIGコモディティ・インデックスが算出・公表されない場合には、<u>受益証券の一部解約の実行の請求の受け付けは行いません。</u> ③ <u>受益者が第1項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者の指定販売会社に対し、受益証券をもって行うものとします。</u> ④ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。 ⑤ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求を受け付けた日の翌営業日の基準価額から、当該基準価額に0.3%の率を乗じた得た信託財産留保金を控除した価額とします。 ⑥ 委託者は、証券取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の約定を中止すること、および既に受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消することができます。 ⑦ 前項により一部解約の実行の請求の<u>受け付け</u>が中止された場合には、受益者は当該<u>受け付け</u>中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該<u>受益証券</u>の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、第5項の規定に準じて算出された価額とします。 <u><新設></u>
---	---

第 47 条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。 (投資信託契約の解約) 第 48 条 委託者は、第 5 条の規定による信託終了前に、この投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。 ② 委託者は、投資信託契約の一部を解約することにより受益権の総口数が 5 億口を下ることとなった場合には、受託者と合意の上、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。 ③ 委託者は、前 2 項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの投資信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。 ④ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。 ⑤ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超える時は、第 1 項および第 2 項の投資信託契約の解約を行いません。 ⑥ 委託者は、この投資信託契約の解約をしないこととしたときには、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。 ⑦ 第 4 項から前項までの規定は、投資信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第 4 項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。 (投資信託契約に関する監督官庁の命令) 第 49 条 委託者は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、投資信託契約を解約し信託を終了させます。 ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、第 53 条の規定に従います。 (委託者の認可取消等に伴う取扱い) 第 50 条 委託者が監督官庁より認可の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。 ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託業者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 53 条第 4 項に該当する場合を除き、当該投資信託委託業者と受託者との間において存続します。 (委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い) 第 51 条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。 ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を承継させることがあります。 (受託者の辞任に伴う取扱い) 第 52 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。この場合、委託者は第 53 条の規定に従	(投資信託契約の解約) 第 52 条 委託者は、第 5 条の規定による信託終了前に、この投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。 ② 委託者は、投資信託契約の一部を解約することにより受益権の総口数が 5 億口を下ることとなった場合には、受託者と合意の上、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。 ③ 委託者は、前 2 項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの投資信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。 ④ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。 ⑤ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超える時は、第 1 項および第 2 項の投資信託契約の解約を行いません。 ⑥ 委託者は、この投資信託契約の解約をしないこととしたときには、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。 ⑦ 第 4 項から前項までの規定は、投資信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第 4 項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。 (投資信託契約に関する監督官庁の命令) 第 53 条 委託者は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、投資信託契約を解約し信託を終了させます。 ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、第 57 条の規定に従います。 (委託者の認可取消等に伴う取扱い) 第 54 条 委託者が監督官庁より認可の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。 ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託業者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 57 条第 4 項に該当する場合を除き、当該投資信託委託業者と受託者との間において存続します。 (委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い) 第 55 条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。 ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を承継させることがあります。 (受託者の辞任に伴う取扱い) 第 56 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。この場合、委託者は第 57 条の規定に従
---	--

い、新受託者を選任します。 ② 受託者が辞任した後、委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。 (投資信託約款の変更) 第53条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この投資信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。 ② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの投資信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託約款にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。 ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。 ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、第1項の投資信託約款を変更しません。 ⑤ 委託者は、当該投資信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつこれらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。 (反対者の買取請求権) 第54条 第48条に規定する投資信託契約の解約または前条に規定する投資信託約款の変更を行う場合において、第48条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、投資信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。 ② 前項の買取請求の取扱いについては、委託者および受託者の協議により決定するものとします。 (公告) 第55条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。 (投資信託約款に関する疑義の取扱い) 第56条 この投資信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。 (付則) <u><添付信託約款付則第1条を削除し、以下の内容に置き換えます。></u> 第1条 平成18年12月29日現在の信託約款第11条、第12条、第14条から第19条の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。	い、新受託者を選任します。 ② 受託者が辞任した後、委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。 (投資信託約款の変更) 第57条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この投資信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。 ② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの投資信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託約款にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。 ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。 ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、第1項の投資信託約款を変更しません。 ⑤ 委託者は、当該投資信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつこれらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。 (反対者の買取請求権) 第58条 第52条に規定する投資信託契約の解約または前条に規定する投資信託約款の変更を行う場合において、第52条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、投資信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。 ② 前項の買取請求の取扱いについては、委託者および受託者の協議により決定するものとします。 (公告) 第59条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。 (投資信託約款に関する疑義の取扱い) 第60条 この投資信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。 (付則) 第1条 (添付信託約款付則第1条をご参照ください。)
---	---

AIG コモディティファンド

(愛称：ネイチャーメイド)

追加型株式投資信託／バランス型／毎月分配型

請求目論見書

2006 年 11 月

AIG 投信投資顧問株式会社

- ・この目論見書により行う「AIG コモディティファンド」の受益証券の募集については、発行者であるエイアイジー投信投資顧問株式会社（委託会社）は、証券取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 5 条の規定により有価証券届出書を平成 18 年 1 月 16 日に関東財務局長に提出しており、平成 18 年 2 月 1 日にその届出の効力が生じております。また同法第 7 条の規定により有価証券届出書の訂正届出書を平成 18 年 2 月 3 日、平成 18 年 2 月 24 日、平成 18 年 2 月 28 日、平成 18 年 4 月 21 日、平成 18 年 5 月 12 日、平成 18 年 7 月 31 日、平成 18 年 9 月 29 日、平成 18 年 10 月 20 日および平成 18 年 11 月 9 日に関東財務局長に提出しております。
- ・この目論見書は、証券取引法第 13 条第 2 項第 2 号に定める文書（ファンドの詳細情報を記載した目論見書）として、ファンドを取得しようとする方からの請求があった場合に交付される目論見書（請求目論見書）です。

「AIG コモディティファンド」の受益証券の価額は、同ファンドに組入れられている有価証券等の値動きおよび為替相場の変動等による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様には帰属します。したがって、元本が保証されているものではありません。

「AIG コモディティファンド」は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、証券会社以外で購入された投資信託は、投資者保護基金による支払いの対象にはなりません。

【金融商品の販売等に関する法律に係る重要事項】

「AIG コモディティファンド」は、AIG コモディティマザーファンドを通じて、DJ-AIG コモディティ・インデックスの騰落率に償還価額等が連動する米国ドル建ての利付債券（商品指数連動債）を主要投資対象としていますので、組入れた債券の価格下落やおよび為替相場の変動により、基準価額が下落し、投資元本を割り込むことがあります。

「AIG コモディティファンド」

愛称：ネイチャーメイド

請求目論見書 目次

ファンドの詳細情報		
第1 ファンドの沿革		1
第2 手続等		1
1 申込（販売）手続等		1
2 換金（解約）手続等		2
第3 管理及び運営		3
1 資産管理等の概要		3
（1）資産の評価		3
（2）保管		3
（3）信託期間		4
（4）計算期間		4
（5）その他		4
2 受益者の権利等		7
第4 ファンドの経理状況		8
1 財務諸表		10
（1）貸借対照表		10
（2）損益及び剰余金計算書		11
（3）注記表		12
（4）附属明細表		14
2 ファンドの現況		19
純資産額計算書		19
第5 設定及び解約の実績		19

ファンドの詳細情報

第1【ファンドの沿革】

平成18年2月23日 ファンドの信託契約締結、設定、運用開始

第2【手続等】

1【申込（販売）手続等】

1) 取得申込の受付

当初申込期間：平成18年 2月 1日（水）から平成18年 2月22日（水）まで

継続申込期間：平成18年 2月23日（木）から平成19年 5月10日（木）まで

受益証券の取得申込は、申込期間中の販売会社の営業日に受付けます。ただし、継続申込期間中は、取得申込日が、ロンドンおよびニューヨークの銀行休業日、もしくは申込日がDJ-AIGコモディティ・インデックスの算出、公表されない場合には受付を行いません。

当初申込期間中の取得申込は、原則としてすべて当初設定にかかる取得申込分としてお取扱いします。継続申込期間中のお申込みの受付は、原則として、販売会社の営業日の午後3時（年末年始など半休日の場合は午前11時）までとします。これら受付時間を過ぎてからのお申込みは翌営業日のお取扱いとなります。お申込みの受付時間は販売会社により異なる場合があります。詳しくは各販売会社または委託会社の照会先までお問合せください。

2) 販売単位・販売価額

各ファンドについて、収益分配金の受取方法により、収益分配金を受取る「分配金受取りコース」と分配金を税引き後再投資する「分配金再投資コース」の2つの申込コースがあります。取得申込時にいずれかの申込コースを選択いただきます。なお、取得申込手続完了後の申込コースの変更はできません。

＜分配金受取りコース＞

1 万口以上 1 万口単位、または 1 万円以上 1 円単位

＜分配金再投資コース＞

1 万円以上 1 円単位

なお、販売会社によっては、どちらか一方のコースのみのお取扱いとなる場合や、お申込単位およびお取扱コースが異なる場合があります。

詳細は、販売会社もしくは委託会社の照会先までお問い合わせください。

受益証券の販売価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額（ただし当初申込期間中は1口あたり1円）に対し3.15%（税抜3.0%）の率を乗じて得た額を上限として、販売会社がそれぞれ独自に定める申込手数料を加算した価額とします。なお、収益分配金を再投資する場合の受益証券の価額は、原則として毎計算期間終了日の基準価額とします。

販売会社ごとの手数料および販売単位については、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。

AIG 投信投資顧問株式会社

電話番号 03-5208-5858（9:00～17:00 土、日、祝休日を除く）

ホームページ <http://www.aiggic.co.jp/>

※ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、取得申込者は委託会社または販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の

振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託会社および販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

2【換金（解約）手続等】

①受益者は、平成18年4月7日（金）以降において、自己の有する受益証券につき、委託会社に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

ただし、次の事由による場合には、受益者（受益者死亡の場合はその相続人）は平成18年4月6日（木）以前に委託会社に一部解約の実行の請求をすることができます。

1. 受益者が死亡したとき
2. 受益者が天災地変その他不可抗力により財産の大部分を滅失したとき
3. 受益者が破産宣告を受けたとき
4. 受益者が疾病により生計の維持ができなくなったとき
5. その他前各号に準ずる事由があるものとして販売会社が認めるとき

なお、この場合、販売会社は受益者に対し、当該事由を証する書面の提出を求めることができます。

②一部解約の実行の請求は、販売会社の営業日に受付けます。ただし、解約請求日が、ロンドンおよびニューヨークの銀行休業日、もしくは請求日がDJ-AIG コモディティ・インデックスの算出、公表されない場合には受付を行いません。

③解約請求の受付は、販売会社の営業日の午後3時（年末年始など半休日の場合は午前11時）までとします。これら受付時間を過ぎてからの解約請求は翌営業日のお取扱いとなります。解約請求の受付時間は販売会社により異なる場合があります。詳しくは各販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。

④証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行請求の受付を中止すること、およびすでに受付けた一部解約の実行の請求を取消すことがあります。

⑤一部解約時の価額は、一部解約の実行の請求を受付けた日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額（解約請求受付日の翌営業日の基準価額の0.3%）を控除した額とします。

⑥一部解約時の価額は委託会社の営業日に日々算出され、販売会社または委託会社の照会先に問い合わせることにより知ることができます。

AIG 投信投資顧問株式会社

電話番号 03-5208-5858（9:00～17:00 土、日、祝休日を除く）

ホームページ <http://www.aiggic.co.jp/>

- ⑦解約代金のお支払いは、解約の請求を受付けた日から起算して、原則として6営業日目から、販売会社を通じてお支払いします。

※ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。平成19年1月4日以降の換金にかかる換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。ただし、平成19年1月4日以降に換金代金が受益者に支払われることとなる換金の請求で、平成19年1月4日前に行われる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行うものとします。平成18年12月29日時点での保護預りをご利用の方の受益証券は、原則として一括して全て振替受益権へ移行します。受益証券をお手許で保有されている方で、平成19年1月4日以降も引き続き保有された場合は、換金のお申込みに際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

- 1) 基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除して得た金額をいいます。
- 2) 組入外国債券の評価は、原則として証券会社、銀行等が提示する価額（売気配相場を除く）、価格情報会社の提供する価額、または一部償却原価法のいずれかにより評価します。外貨建て資産の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。
- 3) 基準価額は、設定日以降の委託会社の営業日に日々算出され、委託会社および販売会社で1万口当たりの価額として発表されます。基準価額については、販売会社または委託会社の照会先に問い合わせることにより知ることができます。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

AIG 投信投資顧問株式会社

電話番号 03-5208-5858（9:00～17:00 土、日、祝休日を除く）

ホームページ <http://www.aiggic.co.jp/>

(2)【保管】

分配金再投資コースを選択した受益者の受益証券、および分配金受取りコースを選択し申込単位を円単位で取得した受益証券は、販売会社との別に定める契約および保護預り契約に基づき、販売会社において混蔵保管されます。

これらの場合、受益証券の引出しの請求には応じません。受益者から受益証券の返還請求があったときは、一部解約の請求があったものとみなします。

受益証券の保護預り制度を利用せず、受益者の保管としている受益証券については、各受益者の責任において保管していただきます。

※ファンドの受益権は、平成19年1月4日より、振替制度に移行する予定であり、受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はなくなります。

(3) 【信託期間】

無期限とします。

ただし、信託期間を繰上げて償還することがあります。(下記(5)1)をご参照ください。)

(4) 【計算期間】

原則として、毎月11日から翌月10日までとします。

各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日はその翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものとします。

ただし、第1計算期間は平成18年2月23日(木)から平成18年4月10日(月)までとし、また、最終計算期間はファンドの信託終了の日までとします。

(5) 【その他】

1) 信託の終了

1. 信託契約の解約

イ) 委託会社は、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき、もしくは信託契約の一部解約により、受益権の総口数が5億口を下ることとなった場合には、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

ロ) 委託会社は、前記イ)の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

ハ) 前記ロ)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

ニ) 前記ハ)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記イ)の信託契約の解約をしません。

ホ) 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときには、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

ヘ) 前記ハ)からホ)までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記ハ)の一定期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

2. 信託契約に関する監督官庁の命令等による場合の信託終了

イ) 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

ロ) 委託会社が監督官庁より認可の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。なお、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託業者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、後記3) 4. に該当する場合を除き、当該投資信託委託業者と受託会社との間において存続します。

3. 受託会社の辞任による場合の信託終了

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。この場合、委託会社は新受託会社を選任します。なお、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

2) 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

1. 委託会社は、投資信託委託業者の事業の全部または一部を譲渡することがあります。また、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
2. 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

3) 信託約款の変更

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
2. 委託会社は、前記1. の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
3. 前記2. の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
4. 前記3. の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記1. の信託約款を変更しません。
5. 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつこれらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
6. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、前記1. から5. までの規定にしたがいます。
7. 委託会社は、委託会社が受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができる旨の信託約款の変更をしようとする場合は、その変更の内容が重大なものとして前記1. から5. までの規定にしたがいます。ただし、この場合において、振替受入簿の記載または記録を申請することについて委託会社に代理権を付与することについて同意をしている受益者へは、前記2. の書面の交付を原則として行いません。

4) 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

5) 反対者の買取請求権

ファンドの信託契約の解約または信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託

会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己の有する受益証券を信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

6) 運用報告書

委託会社は、原則として6ヵ月毎（毎年2月および8月）および償還時に運用報告書を作成し、知られたる受益者に対して交付します。

また、このほか運用状況等に関するレポートを定期的に作成・更新しており、各販売会社または委託会社のホームページにて入手することができます。

委託会社ホームページ URL http://www.aiggic.co.jp/
--

7) 受益証券の種類

1. 委託会社は、信託約款の規定により分割された受益権を表示する無記名式の受益証券を発行します。
2. 委託会社が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。
※ファンドの受益権は、平成19年1月4日より、振替制度に移行する予定であり、受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しません。

8) 信託財産に属する有価証券等の保管等

1. 受託会社は、委託会社と協議のうえ、信託財産に属する資産の保管および処分並びにこれに付随する業務の全部または一部について、金融機関、証券会社、外国の法令に準拠して外国において有価証券の保管を業として営むものおよびこれらの子会社等で有価証券の保管を業として営む者に委託することができます。
2. 受託会社は、前記1.のうち信託業法22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するものを委託先として選定します。
 - ①委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 - ②委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 - ③信託財産の保管等を委託する場合においては、当該財産の分別管理を行う体制が整備されていること
 - ④内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
3. 受託会社は、前記に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前記に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

9) 信託事務処理の再信託

受託会社は、当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

10) 関係会社との契約の更改

販売会社との契約

委託会社と販売会社との間で締結される「受益証券の募集の取扱い等に関する契約」には、販売会社の行う受益証券の募集、一部解約請求、収益分配金および償還金の支払い等の取扱い等が規定されています。なお、契約の有効期間は1年とし、期間満了の3ヵ月前までに、

いずれからも別段の意思表示がない場合は自動更新となります。

2【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は、次の通りです。

①収益分配金に対する請求権

受益者は、所有する受益証券の口数に応じて請求する権利を有します。収益分配金は、原則として、毎計算期間終了日から起算して5営業日目から販売会社を通じてお支払いします。なお、受益者が支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、収益分配金を請求する権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

※ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、その場合の収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託会社または販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に、原則として決算日から起算して5営業日目からお支払いします。なお、平成19年1月4日以降においても、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いします。「分配金再投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

②一部解約の実行請求権

受益者は、自己の有する受益証券につき、委託会社に一部解約の実行を請求する権利を有します。一部解約金は、原則として受益者の請求を受付けた日から起算して6営業日目から、販売会社を通じてお支払いします。

③償還金に対する請求権

受益者は償還金を、保有する受益証券の口数に応じて請求する権利を有します。償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日から起算して5営業日目）から、販売会社を通じてお支払いします。なお、受益者が支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、償還金を請求する権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

④反対者の買取請求権

信託約款の変更の内容が重大なものに該当するとき、または信託契約の解約が行われる場合、所定期間内に異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって公正な価額で買取るべき旨を請求することができます。

⑤帳簿書類の閲覧・謄写請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者にかかる信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第4【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドの計算期間は6ヶ月未満であるため、財務諸表は6ヶ月毎に作成しております。
なお、当特定期間は、平成18年2月23日から平成18年8月10日までとしております。

- (3) 当ファンドは、証券取引法第193条の2の規定に基づき、当特定期間（平成18年2月23日から平成18年8月10日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

平成18年10月3日

エイアイジー投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

代表社員 公認会計士
業務執行社員

大 翔 哉 

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているA I Gコモディティファンドの平成18年2月23日から平成18年8月10日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、A I Gコモディティファンドの平成18年8月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

エイアイジー投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1 【財務諸表】

A I G コモディティファンド

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

区分	注記 事項	当期 (平成 18 年 8 月 10 日現在)
		金 額
資産の部		
流動資産		
コール・ローン		221,760,697
親投資信託受益証券		20,403,912,088
未収利息		607
流動資産合計		20,625,673,392
資産合計		20,625,673,392
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金		58,215,467
未払解約金		13,437,779
未払受託者報酬		894,107
未払委託者報酬		20,564,408
流動負債合計		93,111,761
負債合計		93,111,761
純資産の部		
元本等		
元本		19,405,155,997
剰余金		
期末剰余金		1,127,405,634
(うち分配準備積立金)		(706,862,395)
剰余金合計		1,127,405,634
元本等合計		20,532,561,631
純資産合計		20,532,561,631
負債・純資産合計		20,625,673,392

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

区分	注記 事項	当期 自 平成 18 年 2 月 23 日 至 平成 18 年 8 月 10 日
		金 額
営業収益		
受取利息		14,444
有価証券売買等損益		1,011,912,088
営業収益合計		1,011,926,532
営業費用		
受託者報酬		3,447,251
委託者報酬		79,286,734
営業費用合計		82,733,985
営業利益金額		929,192,547
経常利益金額		929,192,547
当期純利益金額		929,192,547
一部解約に伴う当期純利益金額分配額		12,834,617
期首剰余金		—
剰余金増加額		475,259,163
(当期追加信託に伴う剰余金増加額)		(475,259,163)
剰余金減少額		39,752,149
(当期一部解約に伴う剰余金減少額)		(20,015,783)
(当期追加信託に伴う剰余金減少額)		(19,736,366)
分配金		224,459,310
期末剰余金		1,127,405,634

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	当期
	自 平成 18 年 2 月 23 日 至 平成 18 年 8 月 10 日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	当期
	(平成 18 年 8 月 10 日現在)
1. 期首元本額	3,643,597,658 円
期中追加設定元本額	16,756,343,586 円
期中一部解約元本額	994,785,247 円
2. 特定期間末日における受益権の総数	19,405,155,997 口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

当期 自 平成 18 年 2 月 23 日 至 平成 18 年 8 月 10 日
分配金の計算過程 [平成 18 年 2 月 23 日から平成 18 年 4 月 10 日までの計算期間] 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (20,142,143 円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (194,428,836 円)、信託約款に規定される収益調整金 (7,231,161 円) および分配準備積立金 (0 円) より、分配対象収益額は 221,802,140 円 (1 万口当り 257.55 円) であり、うち 21,529,263 円 (1 万口当り 25 円) を分配金額としております。 [平成 18 年 4 月 11 日から平成 18 年 5 月 10 日までの計算期間] 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (24,923,119 円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (0 円)、信託約款に規定される収益調整金 (342,362,119 円) および分配準備積立金 (191,183,844 円) より、分配対象収益額は 558,469,082 円 (1 万口当たり 348.56 円) であり、うち 40,054,909 円 (1 万口当り 25 円) を分配金額としております。 [平成 18 年 5 月 11 日から平成 18 年 6 月 12 日までの計算期間] 計算期間末における解約に伴う当期純損失金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (46,496,200 円)、解約に伴う当期純損失金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (0 円)、信託約款に規定される収益調整金 (246,387,727 円) および分配準備積立金 (190,056,379 円) より、分配対象収益額は 482,940,306 円 (1 万口当たり 258.24 円) であり、うち 46,751,318 円 (1 万口当り 25 円) を分配金額としております。 [平成 18 年 6 月 13 日から平成 18 年 7 月 10 日までの計算期間] 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (62,401,846 円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (0 円)、信託約款に規定される収益調整金 (263,745,051 円) および分配準備積立金 (188,493,554 円) より、分配対象収益額は 514,640,451 円 (1 万口当たり 266.61 円) であり、うち 57,908,353 円 (1 万口当り 30 円) を分配金額としております。 [平成 18 年 7 月 11 日から平成 18 年 8 月 10 日までの計算期間] 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (68,622,827 円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (508,509,630 円)、信託約款に規定される収益調整金 (420,543,239 円) および分配準備積立金 (187,945,405 円) より、分配対象収益額は 1,185,621,101 円 (1 万口当たり 610.98 円) であり、うち 58,215,467 円 (1 万口当り 30 円) を分配金額としております。

(有価証券に関する注記)

当期 (平成 18 年 8 月 10 日現在)

売買目的有価証券

(単位: 円)

種類	貸借対照表計上額	当特定期間の損益に含まれた 評価損益
親投資信託受益証券	20,403,912,088	759,128,199
合 計	20,403,912,088	759,128,199

(デリバティブ取引等に関する注記)

当期 (平成 18 年 8 月 10 日現在)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

項目	当期 (平成 18 年 8 月 10 日現在)
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0581 円 (10,581 円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表 (平成 18 年 8 月 10 日現在)

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位: 円)

種類	銘柄	券面総額	評価額
親投資信託受益証券	A I G コモディティマザーファンド	18,913,526,222	20,403,912,088
合計		18,913,526,222	20,403,912,088

(注) 親投資信託受益証券における券面総額の数値は証券数を表示しております。

第2 有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは「A I Gコモディティマザーファンド」の受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券です。なお、同マザーファンドの状況は次の通りです。

「A I Gコモディティマザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外です。

(1) 貸借対照表

(単位：円)

区分	注記 事項	(平成 18 年 8 月 10 日現在)
		金額
資産の部		
流動資産		
預金		164,750,279
コール・ローン		44,304,770
社債券		20,309,117,237
派生商品評価勘定		3,797
未収利息		252,939,914
前払費用		28,118,543
流動資産合計		20,799,234,540
資産合計		20,799,234,540
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定		36,813
流動負債合計		36,813
負債合計		36,813
純資産の部		
元本等		
元本		19,279,204,870
剰余金		
期末剰余金		1,519,992,857
剰余金合計		1,519,992,857
元本等合計		20,799,197,727
純資産合計		20,799,197,727
負債・純資産合計		20,799,234,540

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	自 平成 18 年 2 月 23 日 至 平成 18 年 8 月 10 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	社債券 個別法に基づき、原則として証券会社・銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない。）または価格情報会社の提供する価額で時価評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、我が国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）第 60 条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第 61 条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	(平成 18 年 8 月 10 日現在)
1. 期首元本額	3,643,000,000 円
期中追加設定元本額	15,945,584,800 円
期中一部解約元本額	309,379,930 円
期末における元本の内訳 ファンド名	
A I G コモディディファンド	18,913,526,222 円
A I G コモディディファンド< 1 年決算型>	365,678,648 円
合計	19,279,204,870 円
2. 本報告書における開示対象ファンドの特定期間末日における当該親投資信託受益証券の総数	19,279,204,870 口

(有価証券に関する注記)

当期（平成 18 年 8 月 10 日現在）

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
社債券	20,309,117,237	812,598,451
合 計	20,309,117,237	812,598,451

(デリバティブ取引等に関する注記)

I 取引の状況に関する事項

項目	自 平成 18 年 2 月 23 日 至 平成 18 年 8 月 10 日
1. 取引の内容	当投資信託の利用しているデリバティブ取引は、為替予約であります。
2. 取引に対する取組方針	為替予約取引は、将来の為替の変動によるリスク回避を目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。
3. 取引の利用目的	為替予約取引は、外貨建資産の為替変動リスクを回避し、安定的な利益の確保を図る目的で利用しております。
4. 取引に係るリスク内容	為替予約取引は、為替相場の変動によるリスクであります。
5. 取引に係るリスクの管理体制	デリバティブ取引の執行・管理については、法令等諸規則および信託約款に従い、運用担当者が執行し、運用管理部門においてモニタリングし、問題があると判断した場合には速やかに対応できる体制となっております。
6. 取引の時価等に関する事項についての補足説明	取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

II 取引の時価等に関する事項

通貨関連

当期（平成 18 年 8 月 10 日現在）

（単位：円）

区分	種類	契約額等		時 価	評価損益
			うち 1 年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引 買 建 米ドル	44,300,000	—	44,266,984	△33,016
合計		44,300,000	—	44,266,984	△33,016

(注) 時価の算定方法

- 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しています。
 - ① 計算期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」という）の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しています。
 - ② 計算期間末日において当該日の対顧客先物売買相場が発表されていない場合は、以下の方法によっています。
 - ・計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いています。
 - ・計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いています。
- 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しています。
- 換算において円未満の端数は切り捨てています。

(1 口当たり情報に関する注記)

項目	(平成 18 年 8 月 10 日現在)
1 口当たり純資産額 (1 万口当たり純資産額)	1. 0788 円 (10, 788 円)

(3) 附属明細表

第 1 有価証券明細表 (平成 18 年 8 月 10 日現在)

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
社債券	米ドル	6310 CURZON 4.325% 7308 4.325% 2007/3/8	60,800,000.00	66,447,104.00	
		6407 AIG-FP 4.35% 6A07 4.350% 2006/11/7	48,400,000.00	51,561,004.00	
		6510 AIG-FP 4.565% 7510 4.565% 2007/5/10	50,000,000.00	51,136,500.00	
		6629 AIG-FP 4.9% 7710 4.900% 2007/7/10	6,400,000.00	6,783,296.00	
	小計		165,600,000.00	175,927,904.00	
				(20,309,117,237)	
	合計			20,309,117,237	
				(20,309,117,237)	

- (注) 1. 通貨種類毎の小計欄の () 内は、邦貨換算額であります。
 2. 合計欄の記載は邦貨額であり、() 内は外貨建有価証券に係るもので、内書であります。
 3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券時価比率	合計金額に対する比率
米ドル	社債券 4 銘柄	100.0%	100.0%

第 2 有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「(2) 注記表 (デリバティブ取引等に関する注記)」に記載しております。

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(平成18年9月29日現在)

I 資産総額	19,815,456,220 円
II 負債総額	40,737,355 円
III 純資産総額 (I - II)	19,774,718,865 円
IV 発行済数量 (口)	20,321,623,913 口
V 1口当たり純資産額 (III/IV) (1万口当たりの純資産額)	0.9731 円 9,731 円

(注) Iの資産には、有価証券の評価損益が含まれています。以下同じ。

(参考) AIG コモディティマザーファンドの現況

(平成18年9月29日現在)

I 資産総額	20,112,660,510 円
II 負債総額	— 円
III 純資産総額 (I - II)	20,112,660,510 円
IV 発行済数量 (口)	20,190,725,310 口
V 1口当たり純資産額 (III/IV) (1万口当たりの純資産額)	0.9961 円 9,961 円

第5 【設定及び解約の実績】

		設定口数	解約口数
第1特定期間	自 平成18年 2月23日	20,399,941,244	994,785,247
	至 平成18年 8月10日		

(注1) 上記はすべて本邦内における設定、解約の実績口数です。

(注2) 第1特定期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。



**AIG Global
Investment Corp. (Japan)**

A Member of American International Group, Inc.